

(表 8) 基本補助

(単位：円)

施設区分	分類	施設規模別・月額単価 (一人当たり)					
		～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81人～	
都外独占施設、都外協定施設の一部(旧知的障害者施設)	日中系	生活介護	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
		人配Ⅰ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
		人配Ⅱ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
		人配Ⅲ	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
		自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,600	9,300
	夜間系	就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000
		就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800
		施設入所支援	52,200	45,900	43,300	41,300	
		施設入所支援利用者					2,700
		通所施設利用者					9,800
都外一部利用施設(旧知的障害者施設)						2,100	

(注 1) 単価に人数を乗じて額を算定する。

(注 2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。

(注 3) 人員配置体制加算(人配)は、平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づく。

(注 4) 都外独占施設、都外協定施設の一部(旧知的障害者施設)及び都外特別施設における基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う施設入所支援定員に占むる定員区分により算定する。

(表 9) 施設の努力・実績に対する加算

(単位：円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
		定員40人以下	定員41人以上	
最重度障害者加算	施設入所支援の利用者であり、障害支援区分が6である者のうち、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(都外障害者支援施設)により最重度障害者であると施設長が認められた者を対象に判定を実施する。	定員40人以下	225,600	単価×各月初日の加算対象者
		定員41人以上	225,300	
特定支援充実加算	障害支援区分に関わらず、軌法行為又は処分等(懲役、執行猶予など)の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者であつて、実働機関である区市町村から意見書のおつた者を入所から3年以内限り対象とする。 ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。		116,000	単価×各月初日の加算対象者数

(注) 都外独占施設かつ基本補助の対象となる場合にのみ適用する。

(表 10) サービス評価・改善計画加算

(単位：円)

加算項目	対象施設	単価		算定方法
		第三者評価受審	利用者に対する調査実施	
サービス評価・改善計画加算	第三者評価受審又は利用者調査を実施する施設	1,200,000	400,000	1施設当たり年額

(注) 都外独占施設のみ適用する。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)及び東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(都外障害者支援施設)に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴収・保管されているか、などに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。
その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

社会福祉法人（高齢分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	老人福祉施設を有する社会福祉法人愛心会など10団体10施設	令和6年9月11日から同年10月18日まで（詳細は表1のとおり）	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	福祉局	令和6年9月9日及び同年10月23日	

（表1） 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名
9月11日	社会福祉法人至誠学舎東京
9月18日	社会福祉法人寿心会
9月19日	社会福祉法人寿和会
9月26日	社会福祉法人愛心会
9月27日	社会福祉法人三幸福社会
10月1日	社会福祉法人七日会
10月2日	社会福祉法人大樹会
10月9日	社会福祉法人桐和会
10月16日	社会福祉法人東京有隣会
10月18日	社会福祉法人泰優会

2 団体の概要

社会福祉法人愛心会など10団体は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設を設置し、老人福祉施設整備費補助金の交付を受ける団体である。監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（10施設）は、表2のとおりである。

監査に当たっては、老人福祉施設整備費補助金交付団体（48団体51施設）を対象とし、補助金交付額1億円以上の団体を中心に、過去5年以上監査未実施の団体を選定した。

（表2） 監査対象とした団体

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				定員	現員
社会福祉法人愛心会	（仮称）ロイヤル足立	特別養護老人ホーム	足立区舎人	150	-
社会福祉法人三幸福	癒しの里青戸	老人短期入所施設		15	-
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	特別養護老人ホーム	葛飾区青戸	60	56
社会福祉法人寿心会	フオーライフ根郷	特別養護老人ホーム	西東京市新町	150	-
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設		10	-
社会福祉法人寿和会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	世田谷区北島山	60	58
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	世田谷区北島山	10	10
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	江戸川区一之江	121	-
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	江戸川区一之江	13	-
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	江戸川区一之江	100	-
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	板橋区中台	12	-
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	板橋区中台	80	-
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	世田谷区根郷	10	-
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	世田谷区根郷	135	122
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	足立区花畑	15	14
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	足立区花畑	108	104
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	小金井市本町	12	9
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	小金井市本町	108	108
社会福祉法人大樹会	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	世田谷区弦巻	108	108
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	老人短期入所施設	世田谷区弦巻	12	12

（注1）上記数字は令和6年3月31日現在であり、開設前の施設は現員を「-」で表示している。

（注2）以下において老人短期入所施設を、ショートステイという。

(表3) 監査対象施設別監査対象補助金交付額

① 老人福祉施設整備費補助金

(単位：千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人愛心会	(仮称) ロイヤル足立	-	11,395	558,423
社会福祉法人三幸福祉会	癒しの里青戸	-	25,500	24,500
社会福祉法人至誠学舎東京	(仮称) 尚和・緑寿	36,270	229,710	132,990
社会福祉法人寿心会	フオーライフ柳郷	-	12,000	38,000
社会福祉法人泰和会	クムスさくらの杜一之江	-	58,181	989,095
社会福祉法人大樹会	ほのかほか板橋	-	87,700	789,300
社会福祉法人東京有隣会	(仮称) 第2有隣ホーム	61,755	67,929	166,737
社会福祉法人桐和会	クムスさくらの杜花畑	10,307	566,988	453,591
社会福祉法人七日会	本町けやきの杜	-	885,600	344,400
社会福祉法人泰徳会	弦巻の家	13,020	768,180	520,800
合計		121,352	2,713,183	4,017,836

3 補助金の概要

(1) 老人福祉施設整備費補助金の概要

都は、年度毎に作成される老人福祉施設整備費補助要綱(令和4年度は、令和4年度老人福祉施設整備費補助要綱(令和4年4月1日))に基づき、老人福祉施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的として、対象の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設整備費等であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

なお、今回の監査では、監査対象施設が特別養護老人ホームであることから、補助金の概要は特別養護老人ホームのみの記載としている。

(表4) 施設区分

施設区分	用語の意義
特別養護老人ホーム	要介護3以上の高齢者を対象に、生活支援や介護サービスの提供を目的とする施設

(表5) 施設整備における整備区分

施設区分	用語の意義
創設	新たに施設を整備すること
改修型創設	既存建築物の躯体工事に及ばない改修工事壁撤去等により施設を整備すること
増築	既存施設の定員を増員するための増築整備を行うこと ※ 躯体工事に及ばない壁撤去等の屋内改修工事を除く。
改築	既存施設の定員を原則減員せず、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと
ユニット化改修	ユニット型(注1)以外の既存の特別養護老人ホーム及び併設するショートステイを、ユニット型に転換すること
多床室(注2)の フラインクシー保護 のための改修	居室環境の質を向上させるための改修を行うこと ※ 過去に都の補助金を受けて行った工事がある場合、工事竣工後10年以上が経過していること
大規模改修	既存施設の躯体工事に及ばない改修等の工事を行うこと
療養転換創設	既存の介護療養型医療施設を廃止して、特別養護老人ホーム、介護専用型ケアハウス及び併設するショートステイ(以下「特別養護老人ホーム等」という。)を整備すること
療養転換改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、特別養護老人ホーム等を整備すること
療養転換改修	既存の介護療養型医療施設の躯体工事に及ばない屋内改修工事(壁撤去等)により、特別養護老人ホーム等を整備すること
増床型改修	既存施設の定員を増員するために躯体工事に及ばない改修工事により施設を整備すること
看取り対応改修	看取り及び家族宿泊のためのスペースを確保する改修を行うこと
共生型改修	既存施設の地域交流スペース等を改修し、共生型スペースを確保すること

(注1) 個室と共同生活スペースで構成される施設

(注2) 複数名で利用する相部屋施設

(表6) 補助基準単価 (特別養護老人ホーム (併設するショートステイを含む)) (単位:円)

整備区分	必要整備面積 (1人当たり)	基準単価	併設加算 (注2)	促進係数 (注3)	高騰加算単価 (注4)
創設	ユニット型	38㎡以上	5,000,000	有	1,250,000
	従来型個室 (注1)	34.13㎡以上	4,500,000	-	1,125,000
	多床室	34.13㎡以上	4,050,000	-	1,013,000
増築、築養転 換創設、築養 転換改築	ユニット型	38㎡以上	5,000,000	有	1,250,000
	従来型個室	34.13㎡以上	4,500,000	-	1,125,000
	多床室	22㎡以上 34.13㎡未満	3,600,000	-	900,000
改築	多床室	10.65㎡以上 22㎡未満	2,700,000	-	675,000
	ユニット型	34.13㎡以上	4,050,000	-	1,013,000
	従来型個室	34.13㎡以上	6,000,000	有	1,500,000
改修型創設	多床室	34.13㎡以上	5,400,000	-	1,350,000
	ユニット型	38㎡以上	4,860,000	-	1,215,000
	従来型個室	34.13㎡以上	3,750,000	有	938,000
増床型改修	多床室	34.13㎡以上	3,375,000	-	844,000
	ユニット型	38㎡以上	3,037,000	-	760,000
	従来型個室	34.13㎡以上	2,500,000	有	625,000
ユニット化 改修	多床室	34.13㎡以上	2,250,000	-	563,000
	多床室からユ ニット型個室 への改修	34.13㎡以上	2,025,000	-	507,000
	従来型個室か らユニット型 個室への改修	-	2,500,000	-	625,000
多床室のフ ライバシー 保護のため の改修	多床室	-	1,250,000	-	313,000
	多床室からユ ニット型個室 への改修	-	734,000	-	-
	従来型個室か らユニット型 個室への改修	-	2,500,000	有	625,000
大規模改修	多床室	-	1,250,000	有	313,000
	ユニット型 個室への改修	-	100,000,000	-	-
看取り対応改修	多床室	-	4,500,000	-	-
	ユニット型 個室への改修	-	4,500,000	-	-
共生型改修	-	4,500,000	-	-	-

(注1) 共同生活スペースが併設されていない個室の施設
 (注2) 訪問看護ステーション等を併設した場合の加算
 (注3) 特別養護老人ホームの整備率が低い地域に対して基準単価に乗じる係数
 (注4) 物価高騰に対する加算単価
 (注5) 単価に定員数を乗じて額を算定する(大規模改修、看取り対応改修及び共生型改修につ
 いては1件当たりの額)。算定額と実支出額を比較し、少ない方の額を補助額とする。なお、
 大規模改修についてはさらに2分の1を乗じた額を補助額とする。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項
 老人福祉施設整備費補助金に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補
 助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、
 補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠
 資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴収・保管されているか、などに着目して、証ひ
 ょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。
 その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

渋谷駅街区土地区画整理事業共同実施者

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	渋谷駅街区土地区画整理事業 共同実施者	令和6年10月9日、10日及び11日	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	都市整備局	令和6年10月8日及び同月16日	

2 団体の概要

設立の目的	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、渋谷駅の機能更新と再編、駅ビルの再開発と一体的に都市基盤と街区の再編を行うことにより公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的とした土地区画整理事業を行うために設立
主な沿革	平成22年10月 渋谷駅街区土地区画整理事業 施行認可
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積：5,47ha ・ 事業費：750億2,306万円 ・ 整備概要：東口及び西口駅前広場整備、バスターミナル再編、タクシーターミナル整備、東京メトロ銀座線の駅前広場内橋脚の移設、地下雨水貯留施設整備、渋谷川移設 事業施行期限：令和9年3月31日
所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目12番1号
施行者	(代表者) 東急株式会社(同意実施者) 独立行政法人都市再生機構 ※個人施行(共同施行)のため、理事等の法的規定なし
都との補助金 関係(表1)	1,650,000千円(令和4年度交付額) 1,026,600千円(令和5年度交付額)

(注) 上記数値等は令和6年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
土地区画整理 事業補助金	土地区画整理 事業に対する 補助金交付要 綱	都市計画区域内において施行する土地区画整理事業の公共施設に係る経費(用地費、物件移転補償費及び工事費) (10/10)	713,414	1,650,000	1,026,600

(単位：千円)

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

渋谷駅街区土地区画整理事業共同実施者の事業について、主に、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかなどに着眼して、契約書、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、工事については、計画、設計、構築、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという合规性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

渋谷駅街区土地区画整理事業共同実施者は、平成22年度から渋谷駅東口基盤整備工事に着手し、令和3年3月に東口地下広場の供用を開始しており、令和4年度及び令和5年度においては、主に、渋谷駅西口地下タクシーターミナルの地上部への車路の整備を実施している。

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	補助金額	主な内容	補助金額	主な内容	補助金額	主な内容	補助金額	主な内容	
用地費 (主な補助対象事業) 調査設計費、工事費対象外の 区画街路築造費等	87,214		63,000		97,000				
工事費 (主な補助対象事業) 道路築造、舗装の工事費、 駅前広場の工事費等		626,200		1,587,000		929,600			
合計		713,414		1,650,000		1,026,600			

(注) 令和3年度から令和5年度までにおける物件移転補償費の交付実績なし

(2) 工事
ア 監査対象とした工事等

工事等についての主な事業は、渋谷駅東口及び西口駅前広場の整備事業である。監査は、令和4年度及び令和5年度に締結した契約の工事等12件(2,676,600千円)のうち、契約金額の大きい工事や大規模な工事を中心に、5件(1,386,880千円)を抽出して実施した。

(単位：千円)

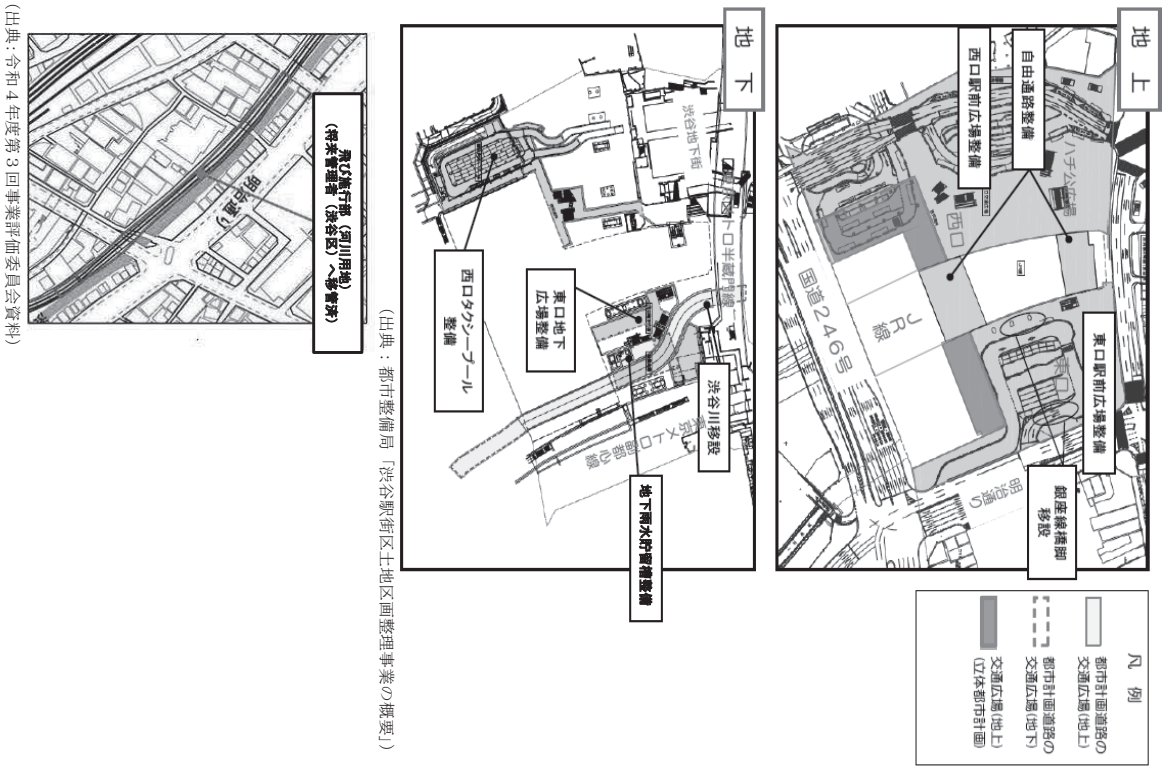
工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
(渋谷駅西口) 2022年度補助金 充当対象工事その1	渋谷駅西口地下タクシーゾーン 車路整備工事 (土留杭打設工、地盤改良工等)	687,500	令和4.6.23 ～令和5.3.31
(渋谷駅西口) 2022年度補助金 充当対象工事その3	渋谷駅西口地下タクシーゾーン 車路整備工事 (地盤改良工、覆工板設置工等)	220,000	令和5.4.1 ～令和5.9.30
(渋谷駅西口) 2023年度補助金 充当対象工事その1	渋谷駅西口地下タクシーゾーン 車路整備工事 (路面覆工、土留工、土工等)	379,500	令和5.4.1 ～令和6.3.31
(渋谷区整東口) 2023年度補助 金充当対象工事その3	清流復活管土留杭撤去 (土留杭撤去工)	41,030	令和5.4.1 ～令和6.3.31
渋谷駅西口地下タクシーゾーン インフラト車路補助金充当対象 実施設計等業務(2023年度)	渋谷駅西口地下タクシーゾーン 実施設計業務 (土木本設計)	58,850	令和5.4.1 ～令和6.3.31
合計		1,386,880	

参考資料

1 渋谷駅街区土地区画整理事業の概要

事業の名称	東京都計画事業 渋谷駅街区土地区画整理事業
実施主体	渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者
地権者	真急株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社
事業認可年度	事業施行期間：平成22年度～令和8年度
事業費	750億2,306万円
事業箇所	渋谷区道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、東一丁目の各一部
事業目的	本事業は、東急東横線の地下化、東京メトロ副都心線との相互直通運転を契機として渋谷駅周辺の交通結節点機能の強化を図るため、渋谷駅の機能更新と再編、駅ビルの再開発と一体的に都市基盤と街区の再編を行うことにより、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。
事業の経緯	<p>平成20年6月 渋谷駅街区基盤整備方針公表</p> <p>平成21年6月 都市計画決定(区画整理、東西駅前広場、渋谷川等)</p> <p>平成22年10月 事業計画認可</p> <p>平成22年12月 仮換地指定</p> <p>平成23年2月 東口基盤整備工事着工</p> <p>平成27年5月末 東口バスターミナルを北側に集約</p> <p>平成27年8月末 渋谷川移設・下水道化→東棟(渋谷スクランブルスクエア)</p> <p>本格着工</p> <p>西口着工</p> <p>平成27年11月 東棟アーバン・コア供用開始</p> <p>平成31年1月 東口地下広場供用開始</p> <p>令和元年11月 東京メトロ銀座線ホーム 明治通り上に移設</p> <p>令和2年1月 雨水貯留施設供用開始</p> <p>令和2年8月 東口地下広場未供用部供用開始</p> <p>令和3年3月 飛び施行部(河川用地)を将来管理者(渋谷区)へ移管</p> <p>令和3年11月</p>
事業スケジュール	<p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計 ・準備工事 <p>東口基盤整備工事 渋谷川移設 地下雨水貯留槽整備 東口駅前広場整備 東口地下広場整備 銀座線橋脚移設 自由通路整備</p> <p>西口基盤整備工事 西口駅前広場整備 西口タクシーゾーン整備 銀座線橋脚移設 自由通路整備</p> <p>令和8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換地処分 ・事業終了

2 整備内容



(出典：令和4年度第3回事業評価委員会資料)

一般社団法人東京都トラック協会

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が交付金を交付している団体について、対象事業が交付の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般社団法人東京都トラック協会	令和6年10月23日、 24日及び25日	令和4年度及び令和5年度の交付対象事業
局	都市整備局	令和6年10月18日 及び同月30日	

2 団体の概要

設立の目的	会員相互の連絡協同により貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的地位の向上を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和41年10月 都内トラック12団体を統合し、任意団体として東京陸上運輸協会を設立 昭和45年3月 社団法人東京陸上運輸協会の設立認可 昭和45年5月 社団法人東京都トラック協会に名称変更 平成25年3月 一般社団法人への移行認可 平成25年4月 一般社団法人東京都トラック協会が発足
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 貨物自動車運送事業に関する指導、調査、研究、情報提供、意見の公表及び行政手等への申出、協力等 輸送需要に適合する供給輸送力確保に関すること 交通安全、環境保全、労働災害、人材養成、福利厚生等に関する事項 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づき、運行管理や車両管理など事業者に対する指導を行うなどの適正化事業

所在地	東京都新宿区四谷三丁目1番8号	・近代化・合理化のための事業及びそのための事業を行う全国団体へへの出せん ・震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備
組織	4部及び27支部	
人員	役員120名（理事116名（常勤3名、非常勤113名）、監事4名（すべて非常勤）） 職員47名	
会員数	普通会員3,033者 特別会員2者（一般社団法人東京環境保全協会・一般社団法人全国物流ネットワーク協会）	
都との事業の委託関係	854,349千円（令和4年度交付額） 920,368千円（令和5年度交付額） 372,807千円（令和4年度委託料） 352,073千円（令和5年度委託料）	
関係	常勤役員1名が都退職者 常勤職員1名を都から派遣、常勤職員1名が都退職者	

（注1）上記数値等は令和6年3月31日現在
（注2）網掛け部分が監査対象となる。

（表1）交付金の交付状況

交付金名	拠拠	交付額		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
東京都運輸事業振興助成	東京都運輸事業振興助成	858,600	854,349	920,368
交付金	交付金交付要綱			

（単位：千円）

3 交付金の概要

運輸事業振興助成交付金制度は、昭和51年に地方税である軽油引取税の税率が引き上げられたときに、運輸事業に与える影響に鑑み、「運輸事業振興助成交付金の交付について」（昭和51年11月8日付自治事務次官通知）により増収分の一部を営業用トラック事業者等によって構成される公的団体等へ交付するものとして創設され、運輸事業の振興を図ってきた。
その後、平成23年に運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）が施行され、交付金の対象事業及び基準額の算定については、政令等（注1）に規定されている。

（注1）運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省・国土交通省令第1号）

対象事業	<p>軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う下記の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅客又は貨物の輸送の安全の確保 2 カービズの改善及び向上 3 公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全 4 特定運輸事業の適正化 5 共同利用に供する施設の設置又は運営 6 震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備 7 経営の安定化（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。） 8 全国を単位とする一般社団法人であって、1から7までに掲げる事業を行うものに對する、当該事業に要する資金の出せん 9 1から8までに掲げるもののほか、国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの（交付率：10/10）
算定方法	<p>当該年度の軽油引取税収入見込額、営業登録台数等から算定した額を限度額として算定する。</p> <p>（算定式）$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$（徴税費率）</p> <p>A：当該年度の軽油引取税収入見込額 B：自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に對する割合 C：交付対象者に係る交付割合 （区域内バス・トラックの総標準軽油使用量における交付対象者使用量の割合：登録台数を使用） D：運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省・国土交通省令第1号）第2条に基づき総務大臣が定めるもの</p>

第3 監査の結果

1 交付対象事業の執行に関する事項

一般社団法人東京都トラック協会（以下「協会」という。）の事業について、主に、交付金に係る事業は、目的に沿って適切に執行されているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

トラック運送業界では、令和6（2024）年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制と、拘束時間、休息期間、運転時間等の新基準が適用されたことで、労働時間短縮による輸送能力の低下が懸念される「物流の2024年問題」（以下「2024年問題」という。）に直面しており、トラックドライバーの人材確保が急務となっている。

協会では、2024年問題への取組として、事業実績のとおり、令和5年度に研修等を実施し、会員の知識習得や労働環境の向上を支援するとともに、業務の新たな担い手として、主に女性や若年層のドライバーに対し、大型免許等の取得について助成を行っている。

また、健康起因事故の予防や各種講習の実施など、現在従事しているドライバーの業務の質の確保、向上のための取組や、環境に配慮したトラックや機器の導入に対する助成等を行っている。協会は、「災害応急対策用貨物自動車供給契約」等に基づき、東京都及び都内区市の要請による救援物資輸送を行うこととしており、令和6年1月の能登半島地震の際には、トラック34隊46台を編成し、被災地への救援物資輸送を行った。

参考資料

1 交付金対象事業の実績

主たる事業		事業実績			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1 輸送の安全の確保に関する事業					
人材確保 促進	ドライバー免許取得助成 「働きやすい職場認証制度」の取 得促進助成	221名	130名	233名	
	「標準的な運賃」勉強会等 「2024年問題」セミナー 定期健康診断受診費用助成	10回 延べ461名	4回 延べ171名	5回 延べ153名	
健康労働 促進	SAS（睡眠時無呼吸症候群） スクリーニング検査費用助成	22,321名	22,304名	22,074名	
	労務講習会 健康相談窓口による相談	2,775名	2,037名	2,047名	
運転者等 スキル促 進	健康相談窓口による相談	4回 延べ249名	4回 延べ286名	4回 延べ338名	
	運転者適性診断受診料助成	123件	129件	141件	
交通事故 ・労働災 害防止	健康相談窓口による相談	2,361名	2,726名	2,646名	
	運転記録証明書交付料助成	20,360名	12,109名	11,992名	
2カーブの改善及び向上に関する事業	運転者講習	22回	38回	54回	
	運送者講習	延べ1,553名	延べ2,840名	延べ4,221名	
2カーブの改善及び向上に関する事業	支店街頭活動（交通安全運動）	74回	286回	252回	
	支店交通安全教室 トラックフェスタ TOKYO 普通救命講習会	3回	7回	22回	
2カーブの改善及び向上に関する事業	支店交通安全教室 トラックフェスタ TOKYO 普通救命講習会	6回 70名	延べ10,361名 6回 68名	延べ13,129名 4回 71名	
	2カーブの改善及び向上に関する事業	コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止	10回	22回	22回
3 環境の保全に関する事業	組織研修 コース	延べ246名	延べ709名	延べ594名	
	信用保証料の助成	7件	3件	12件	
4 特定運輸事業の適正化に関する事業	環境改善 促進	環境性能優良トラック導入費用助成 エコドライブ管理システム用機器 導入費用助成 ドライブレコーダー用機器導入費 用助成	16台 161台 435台	19台 47台 299台	5台 41台 353台
	グリーンエコ・プロジェクト活動の支援	参加事業者577社 登録台数19,007台	参加事業者578社 登録台数18,958台	参加事業者571社 登録台数18,981台	
4 特定運輸事業の適正化に関する事業	利子補給	近代化基金融資のあつぽ 近代化基金融資の利子補給	108件 12,578千円	88件 10,881千円	84件 9,810千円
	輸送相談 所の運営	巡回指導（個別指導を含む。） 街頭ストロール	25,214件 67回	25,357件 113回	26,104件 111回
適正化 事業	巡回指導（個別指導を含む。） 街頭ストロール 貨物自動車運送事業安全性評価事 業（G-マーク制度）普及促進	25,214件 67回	25,357件 113回	26,104件 111回	

主な事業	事業実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5 災害に際し物資を運送する体制の整備に関する事業			
防災訓練への参加等 (回数、人数、トラック台数)	10 回 延べ27名 延べ11台	35 回 延べ130名 延べ73台	43 回 延べ178名 延べ73台
6 交付金事業の運営管理等	1 台		延べ47台
交付金事業審議委員会等			
東京都交付金事業審議委員会	各2回	各2回	各2回
東京都交付金事業実施計画案検討委員会	交付金額の23.0%	交付金額の23.0%	交付金額の23.0%
7 公益社団法人全日本トラック協会が行う事業に対する出せん	133,230千円	116,335千円	97,984千円
8 基金の造成			

東京都中小企業団体中央会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都中小企業団体中央会	令和6年9月12日、13日及び17日	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	産業労働局	令和6年9月11日及び同月19日	

2 団体の概要

設立の目的	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）の健全な発達を図り、併せて中小企業の振興を図るために必要な事業を行うことを目的として設立
主な沿革	昭和31年1月 東京都中小企業等協同組合中央会設立 昭和33年4月 東京都中小企業団体中央会に名称変更
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡 組合の設立指導 組合の指導者の養成 講習会、研究会及び講演会の開催 情報の提供、調査及び研究 表彰 図書、機関誌及び資料の刊行 職業紹介事業 展示会、見本市等の開催 行政庁の諸施策への協力、国会、地方公共団体の議会若しくは行政庁に対する建議

所在地	東京都中央区銀座二丁目10番18号 東京都中小企業会館内		
組織	6課		
人員	役員100名(会長1名、副会長6名、専務理事1名、常任理事25名、理事64名、監事3名。うち非常勤97名) 職員40名		
会員数	1,680		
補助金(表1)の關係	1,545,594千円(令和4年度交付額) 1,537,151千円(令和5年度交付額)		
職員の派遣等	常勤役員1名が都退職者 常勤職員1名が都退職者		

(注1) 上記数値等は令和6年3月31日現在
(注2) 網掛け部分が監査対象となる。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

項番	補助金名	根拠	補助対象(補助率)	交付額		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	東京都中小企業連携組織対策事業(経費区別交付基準費補助金)	東京都中小企業連携組織対策事業(経費区別交付基準費補助金)	中小企業連携組織指導事業に要する経費(経費区別交付基準額の範囲内)	237,660	238,278	238,147
2	明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業補助金	明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業補助金交付要綱	中小企業者等が実施する自社の技術・サービスの高度化や高付加価値化に向けた技術開発等に要する経費(10/10以内)	936,362	938,521	941,563
3	中小企業新戦略支援事業(団体向け)補助金	中小企業新戦略支援事業(団体向け)補助金交付要綱	中小企業団体等が実施する販路開拓等の課題解決のための事業に要する経費(10/10以内)	415,733	342,378	338,422
4	東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	事業承継・事業継続等の経営課題の解決を支援する拠点事業に要する経費(10/10以内)	10,488	16,314	13,611

項番	補助金名	根拠	補助対象(補助率)	交付額		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
5	団体向け事業承継促進支援事業補助金	団体向け事業承継促進支援事業補助金交付要綱	中小企業団体等及びその組合員等が実施する事業承継に関する取組に要する経費(10/10以内)	603	442	601
6	ゼロエミッション東京の実現に向けた共同技術開発支援事業補助金	ゼロエミッション東京の実現に向けた共同技術開発支援事業補助金交付要綱	中小企業団体等が実施する脱炭素社会の実現に向けた共同技術開発に要する経費(10/10以内)	954	3,481	
7	団体向け原油価格高騰等対応支援事業補助金	団体向け原油価格高騰等対応支援事業補助金交付要綱	中小企業団体等が実施する原油原材料価格高騰対策に要する経費(10/10以内)	1,694	3,512	
8	原油価格高騰等対応緊急サポート事業補助金	原油価格高騰等対応緊急サポート事業補助金交付要綱	原油原材料価格高騰により影響を受けている中小企業等への専門家派遣に要する経費(10/10以内)	1	336	
9	食品関連団体向け原材料価格高騰等対応緊急支援事業補助金	食品関連団体向け原材料価格高騰等対応緊急支援事業補助金交付要綱	中小企業団体等が実施する食品原材料価格高騰対策に要する経費(10/10以内)		842	
10	サプライチェーン維持確保サポート事業補助金	サプライチェーン維持確保サポート事業補助金交付要綱	サプライチェーン維持確保サポート事業の事務に要する経費(10/10以内)		447	
11	円安進行等対応緊急サポート事業補助金	円安進行等対応緊急サポート事業補助金交付要綱	円安の急速な進行等に影響を受けている中小企業等への専門家派遣に要する経費(10/10以内)		800	
12	円安進行等向け仕入れ価格高騰等対応支援事業補助金	円安進行等向け仕入れ価格高騰等対応支援事業補助金交付要綱	中小企業団体等が実施する円安進行等に伴う仕入れ価格高騰等対策に要する経費(10/10以内)		238	4,803
合計				1,603,498	1,545,594	1,537,151

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）の事業について、主に、補助金に係る事業は、目的に沿って適切に執行されているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。その結果、別項のとおり意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決が困難な課題がある。そして、目まぐるしく変化する経営環境の中において、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが必要である。こうしたなか、中央会は、中小企業の連携組織専門支援機関として、組合等への各種支援事業を実施している。

これに対し、都は、中央会に対して各種補助金の交付による資金支援を行っており、この資金支援により行われた事業は、以下のとおりである。

ア 東京都中小企業連携組織対策事業では、中央会が実施する組合の巡回や日常の相談業務を中心に、組合運営全般にわたる支援を行い、講習会の開催や各種助成事業・情報提供事業を行った。

イ 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業では、都内産業の活性化や中小企業の競争力強化を図るため、中小企業者等が実施する自社の技術・サービスの高度化や高付加価値化に向けた技術開発に対する支援を行った。

ウ 中小企業新戦略支援事業（団体向け）では、中小企業グループ又は中小企業団体等（以下「団体」という。）が連携して、販路開拓や生産性向上等の経営力向上のための事業計画の策定から事業実施までの取組に対する支援を行った。

エ 団体が直面する事業承継や事業継続等の課題解決に取り組み組合を支援するため、団体向け小規模事業者持続化支援事業において、企業経営者に幅広く普及啓発するためのセミナー・講習会を開催し、団体向け事業承継促進支援事業において、業界共通の課題への取組を支援した。

オ 令和3年度から令和5年度までは、円安の進行、原油・仕入価格高騰に対応する緊急支援事業として、これらの影響を受けている組合等の事業計画の策定から実施までの取組についても支援を行った。

2 意見・要望事項

(1) 局

ア 業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて
中央会は、局から「中小企業新戦略支援事業（団体向け）」の補助を受け、中小企業・小規模事業者が多い出版やソフトウェアなどの業界の「稼ぐ力」を強化するため、団体による取組を支援している。この事業では、表2のとおり、中央会が団体に対して、コーディネータの派遣、経費助成、特別支援を実施している。

このうち令和4年度及び令和5年度の特別支援については、局が設定した「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」をテーマにしており、中央会が、そのテーマに基づき団体による取組を公募・審査の上、選定された団体に上限5,000万円まで業界活性化事業の実施を委託している。

- ・ 書店に行く習慣がない人が増加しているなか、影響力を持つ著名人、インフルエンサーを起用したSNSの活用などにより、業界の魅力向上、来客数や売上げの増加を図るもの
- ・ デザイナーやショップ等からの発注需要の取りこぼしを防ぎ、業界全体の受注規模の拡大を図るため、パツパツ製造業者の製造技術の情報検索システムを導入し、新規発注希望者と製造業者とのマッチングを図るもの

などの取組が行われている。

また、業界活性化事業の委託団体は、委託契約に基づいて、その業界活性化に向けた課題を整理しており、今後の取組予定、団体内各事業者への参加促進、同じような課題を有する他業種への参考事例としての情報発信などを中央会に対して報告している。

そこで、特別支援後のフォローについて中央会に確認したところ、中央会では、指導員が行う1年1回程度の会員組合への定期的な巡回訪問で状況把握に努めている程度であった。局も、中小企業新戦略支援事業（団体向け）補助金交付要綱（令和2年4月1日付31産労商支第1913号）に特別支援後の取組について定めておらず、中央会に対して、報告や取組を求めない状況となっており、委託団体の属する業界活性化という目的からすると十分とは言えない状況であった。

こうしたことから、局が、委託契約で報告された当該業界活性化に向けた課題を把握・分析することを中央会が行う補助事業に位置付け、例えば、必要に応じて、特別支援後もコーディネータ派遣などのフォローを行い、当該業界活性化の取組を継続的に実施するなど、局が求める「稼ぐ力」の強化につなげていくことが期待される。

局は、業界活性化という補助目的達成のため、中央会が積極的に特別支援後のフォローをできるよう仕組みを構築するなど、後押しすることが望まれる。

(産業労働局)

(表2) 補助事業の概要

補助事業	中小企業新戦略支援事業 (団体向け)
補助根拠	中小企業新戦略支援事業 (団体向け) 補助金交付要綱
補助目的	中小企業の経営改善と持続的な成長及び都内経済の活性化
補助対象	中央会が団体を支援する事業に対して都が補助するもの
補助率	事業費 (助成金、委託料等) 及び事務費 (人件費、役務費等) の10/10以内
中央会が支援する事業の内容	(1) コーディネータによる支援 (2) 助成事業 販路開拓、人材育成、国際化対応、新たな製品・サービスの提供を旨とした共同研究・共同開発、情報化推進の各事業を対象に300万円 (注1) を限度に経費の1/2 (注2) 以内を助成 (3) 特別支援「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」 ポストコロナを見据えて取り組むデジタル技術等を活用した業界活性化の先進的なプロジェクトを実施する団体と委託契約を締結 (委託料上限5,000万円)

(注1) 新たな製品・サービスの提供を旨とした共同研究・共同開発事業で、事業化まで実施する場合の上限は1,000万円

(注2) 構成員の過半数が小規模企業で構成される中小企業団体等は2/3以内

参考資料

1 補助対象事業の実績

事業名	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 東京都中小企業連携組織対策事業			
(1) 指導員・職員及び常勤参事の設置 補助対象指導員等	33人	33人	33人
(2) 中央会が指導員等の資質向上を図る事業 組合等に対する巡回支援	3,143回	4,121回	3,914回
(3) 中央会が中小企業連携組織推進指導事業 を実施するために必要な備品の取得等 カーパリアース料金等	2,095千円	2,095千円	2,095千円
(4) 地域産業実態調査事業 組合特定問題研究会 中小企業労働実情実態調査 設定課題に関する実態調査	2回 456事業所 青年部・女性部 955組合	2回 436事業所 デジタル化 994組合	2回 454事業所 エナジー・環境課題 955組合
(5) 中小企業団体情報連絡員の設置 報告会	150人 2回	150人 2回	150人 2回
(6) 組合指導情報整備事業 通信機器の設置、ホームページによる情報発信等	2,200千円	2,200千円	2,200千円
(7) 中小企業連携組織等支援事業 個別専門支援 講習会の開催 情報ネットワーク現地支援	56回 61回 5回	56回 62回 5回	56回 62回 5回
(8) 組合組織強化事業 組合自主研修助成	16組合	20組合	20組合
2 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業			
(1) 助成事業	76件 (876,437千円)	89件 (922,269千円)	90件 (845,573千円)
3 中小企業新戦略支援事業 (団体向け)			
(1) コーディネータによる支援	341回 (36団体)	370回 (44団体)	336回 (36団体)
(2) 助成事業	11件 (8,371千円)	15件 (18,233千円)	14件 (19,107千円)
(3) 特別支援	7団体 (383,642千円)	6団体 (299,888千円)	6団体 (296,807千円)
4 団体向け小規模事業者持続化支援事業 (東京都小規模事業経営支援事業)			
(1) 地域持続化支援事業・拠点事業 コーディネートネットワークの設置 事業承継セミナーの開催 業種別勉強会への講師派遣 業界団体の実態調査	1人 1回 31回 1団体 (161事業者)	1人 1回 55回 1団体 (33事業者)	1人 1回 47回 1団体 (345事業者)

事業名	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5 団体向け事業継続促進支援事業			
(1) コーディネータによる支援	12回 (2) 団体 0円	6回 (3) 団体 0円	11回 (5) 団体 0円
(2) 助成事業			
6ゼロエミッション東京の実現に向けた共同技術開発支援事業			
(1) コーディネータによる支援	6回 (1) 団体 0円	12回 (1) 団体 1件	12回 (1) 団体 2回
(2) 助成事業		(2,508千円)	
7 団体向け原油価格高騰等対応支援事業			
(1) コーディネータによる支援	0回	6回 (1) 団体 2件	6回 (1) 団体 2回
(2) 助成事業	(1,436千円) 3件	(3,122千円)	
8 原油価格高騰等対応緊急サポート事業			
(1) 専門家派遣	0回	8回 (6) 企業	
9 食品関連団体向け原材料価格高騰等対応緊急支援事業			
(1) コーディネータによる支援		0回	0回
(2) 助成事業		(784千円) 2件	2回
10 サプライチェーン維持確保サポート事業			
(1) 各事業協同組合への働きかけ（企業訪問）		10回 (9) 団体	
11 円安進行等対応緊急サポート事業			
(1) 専門家派遣		19回 (9) 企業	
12 円安進行等に伴う団体向け仕入れ価格高騰等対応支援事業			
(1) コーディネータによる支援		0回	12回 (1) 団体
(2) 助成事業		0件	2件
(3) 専門家派遣		2回 (1) 企業	(3,117千円) 2回 (1) 企業

離島航路・航空路補助金等交付5団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助金の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	東海汽船株式会社	令和6年9月12日及び同月13日	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
	伊豆諸島開発株式会社	令和6年9月20日	
	神新汽船株式会社	令和6年9月11日	
新中央航空株式会社	令和6年9月17日		
全日本空輸株式会社	令和6年9月19日		
局	総務局及び港湾局	令和6年9月9日、24日及び25日	

2 団体の概要

団体名	東海汽船株式会社	伊豆諸島開発株式会社	神新汽船株式会社	新中央航空株式会社	全日本空輸株式会社
主な事業	海上運送事業 港湾運送事業 商船料飲事業	海上運送事業 船内における販売	海上運送事業 海運代理店業	航空運送事業 航空機使用事業 飛行場管理業	航空運送事業 航空機使用事業
所在地	東京都港区 海岸一丁目 16番1号	東京都港区 海岸一丁目 16番1号	東京都港区 海岸一丁目 16番1号	茨城県 龍ヶ崎市半田町 3177番地	東京都港区 東新橋一丁目 5番2号
人員	役員9名 従業員210名	役員12名 従業員36名	役員11名 従業員19名	役員7名 従業員119名	役員17名 従業員12,854名
補助金 表1及び表2 との関係	1,504,098千円 (令和4年度交付額) 840,275千円 (令和5年度交付額)	271,808千円 (令和4年度交付額) 481,381千円 (令和5年度交付額)	142,021千円 (令和4年度交付額) 145,504千円 (令和5年度交付額)	328,926千円 (令和4年度交付額) 553,392千円 (令和5年度交付額)	131,378千円 (令和4年度交付額) 151,385千円 (令和5年度交付額)

(注) 上記数値等は令和6年3月31日現在

(表1) 事業別の補助金交付状況

(単位：千円)

所管局	補助金名	根拠	補助対象	交付額		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
港湾局	①離島航路補助金	離島航路補助金交付要綱	前年10月から9月までの補助対象航路の実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額	870,371	840,201	978,764
港湾局	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱	1月から12月までの補助対象貨物の運賃の100%(プロパンガスなど4品目)又は50%の額(野菜・果物など15品目)	285,382	298,235	300,404
港湾局	③航空保安検査補助金	航空保安検査補助金交付要綱	4月から3月までの保安検査業務等又は保安検査機器の購入に要した費用の50%以内の額	24,199	30,096	31,762
港湾局	④東京都離島航空路線補助金	東京都離島航空路線補助金交付要綱	(運賃補助) 4月から3月までの補助対象航空路の損失見込額の2分の1以内の額 (運賃補助) 基準航空路運賃から要綱で定めた住民に適用する運賃を差し引いた額に住民の利用人員及び110分の100を乗じて得た額の2分の1	634,715	347,248	578,640
港湾局	⑤東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金	東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金交付要綱	基準航空路運賃から要綱で定めた住民等に適用する運賃を差し引いた額に住民等の利用人員及び110分の100を乗じて得た額	60,583	82,960	94,375
港湾局	⑥小笠原諸島離島航路補助金	小笠原諸島離島航路補助金交付要綱	前年10月から9月までの補助対象航路の実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額	184,587	32,963	103,754

所管局	補助金名	根拠	補助対象	交付額		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
港湾局	⑦小笠原諸島離島航路改善補助金	小笠原諸島離島航路改善補助金交付要綱	前年10月から9月までの船舶使用料(減価償却相当額)及び利息相当額の2分の1以内の額	25,963	25,623	25,283
港湾局	⑧令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金	令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金交付要綱	令和4年1月から12月までの竹芝～神津島航路の実績欠損額の2分の1		656,629	
港湾局	⑨令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金	令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱	令和4年3月までの島上積み本土向け貨物(野菜・果物など15品目)及び本土積み島上積み貨物(肥料など2品目)の運賃の50%の額		64,276	
港湾局	⑩令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金	令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱	令和5年4月から令和6年3月までの島上積み本土向け貨物(野菜・果物など15品目)及び本土積み島上積み貨物(肥料など2品目)の運賃の50%の額			58,965
合計				3,522,447	2,378,233	2,171,939

(注) 令和4年度及び令和5年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和3年度の合計額は内訳と一致しない。

(表2) 団体の補助金交付状況

(単位：千円)

団体名	補助金名	交付額		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
東海汽船株式会社	①離島航路補助金	544,883	487,284	483,134
	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	284,056	296,517	298,695
	③令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金		656,629	
	④令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金		63,666	
	⑤令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金			58,445
	小計	1,847,699	1,504,098	840,275
	①離島航路補助金	183,924	213,044	352,162
	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	131	177	181
	③小笠原諸島離島航路補助金	184,587	32,963	103,754
	④小笠原諸島離島航路改善補助金	25,963	25,623	25,283
伊豆諸島開発株式会社	⑤伊豆諸島海上貨物運賃補助金	812,098	271,808	481,381
	小計	141,564	139,872	143,467
	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	1,193	1,539	1,527
	③令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金		609	
神新汽船株式会社	④令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金			509
	小計	143,150	142,021	145,504
	③航空保安検査補助金	1,124	662	736
	④航空保安検査補助金	402,629	276,213	496,762
新中央航空株式会社	⑤東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金	39,131	52,050	55,904
	小計	442,885	328,926	553,392
	③航空保安検査補助金	23,074	29,433	31,036
	④東京都離島航空路補助金	232,086	71,034	81,878
全日本空輸株式会社	⑤東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金	21,451	30,910	38,470
	小計	276,613	131,378	151,385
	合計	3,522,447	2,378,233	2,171,939

(注) 令和4年度及び令和5年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和3年度の小計額及び合計額は内訳と一致しない。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどに着目して、総動定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

伊豆諸島と本土を結ぶ定期航路、航空路は、島民や観光客などの移動手段として、また、日用品や生産物の輸送手段として、伊豆諸島の生活と産業にとって必要不可欠である。

このため、都は、以下のとおり、伊豆諸島における航路、航空路の維持のために、航路事業等に対する補助を実施している。

ア 離島航路関係 (表1①②)

港湾局は、離島間の海上交通を確保するため、離島航路の定期航路事業者に対し、航路補助金を交付している。また、プロパンガスなど4品目については100%、野菜・果物など15品目については50%の海上貨物運賃の補助金を交付している。

イ 離島航空路関係 (表1③④⑤)

港湾局は、島民生活に必要な離島航空路線を確保するため、航空運送事業者に対し、離島航空路の運航費について、国の補助に合わせ補助金を交付している。また、航空保安検査費用について、都単独で補助金を交付している。

さらに、羽田～八丈島、調布～三宅島、調布～大島、調布～新島及び調布～神津島航路において、国の補助に合わせ島民運賃割引補助を実施している。

ウ 小笠原諸島離島航路関係 (表1⑥⑦)

総務局は、小笠原諸島振興開発事業の一つとして、父島～母島航路の航路事業者に対し、欠損が生じた場合に国と都で補助を行っている。また、小笠原諸島における航路の改善を図るため、同航路を就航する船の建造費の償還費に対する補助を行っている。

エ 新型コロナウイルス感染症等緊急対策関係 (表1④⑧⑨⑩)

離島航路補助においては、これまで補助を行ってきたアの定期航路に加え、東京～神津島航路の定期航路事業者に対し、航路補助金が交付された。

貨物運賃補助においても、これまで行ってきた補助に加え、島じしほ積み本土向けの野菜・果物などの貨物運賃に対する補助が行われている。

離島航空路補助においては、新型コロナウイルス感染症の影響等による損失並びにウクライナ情勢など世界情勢を背景とした燃油費用及び航空機部品整備費用の急激な高騰等による損失を、それぞれ補助金交付要綱上の災害に準じたものとして取り扱い、航空各社が算定した実額損失見込額の2分の1を補助している。

2 指導事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの
 港湾局は、航空保安検査補助金交付要綱(平成15年3月10日付14港島管第850号。以下「要綱」という。)に基づき、新中央航空株式会社及び全日本空輸株式会社(以下「両社」という。)に対し、要綱に定める補助対象路線において航空運送事業を継続的に経営する事業者として、要綱に定める空港における保安検査機器の購入費用に要する費用の50%以内の金額を補助している(以下「保安検査機器購入補助金」という。)

また、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)では、補助対象事業者が補助金の交付を受け取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用等するときは、あらかじめ知事の承認を受けさせねばならない旨の定めがあり、要綱にも同様の事項が記載されている。ところで、令和4年度及び令和5年度における補助事業の実施状況等を見たところ、表3記載の保安検査機器が、両社以外の事業者が運航する補助対象外路線(伊豆諸島地域におけるペリコモミューター路線)の搭乗客に対しても、知事の承認を受けずに目的外使用されていることが認められた。

保安検査機器購入補助金について、局は、新中央航空株式会社に、平成30年10月に、平成27年度の交付分について、補助対象外路線に係る使用割合相当額として、路線別総提供座席数(1日当たりの運航回数×路線別提供座席数。以下「座席数」という。)で案分した額を返還させている。

このことから、局は、平成30年10月時点で、保安検査機器が補助対象外路線の搭乗客に対して使用される場合は、補助対象路線での利用に限定して保安検査機器購入補助金の交付を申請させるなど、補助金額決定の取扱いを要綱に定めるべきであった。

しかしながら、局は、これらの取扱いを明確に要綱に定めておらず、今回の監査対象である令和4年度及び令和5年度においても、結果として、平成27年度の交付分と同様に、保安検査機器購入補助金の過大交付が生じており、適切でない。

具体的には、保安検査機器購入補助金について、要綱に定める知事の承認を得た上で、補助対象外路線相当額を補助対象経費から除外すべきであり、その額を座席数に基づき試算すれば、過大となる補助金は、表3のとおり、両社合計で62万9,917円となる。

両社は、過大となる補助金を返還されたい。

局は、両社に対し、過大となる補助金の返還を求めるとともに、要綱に補助金額決定の取扱いを適切に定められたい。

(新中央航空株式会社)
 (全日本空輸株式会社)
 (港湾局)

(表3) 保安検査機器購入補助金に係る過大交付額(監査事務局試算)

(単位:円)

区分	保安検査機器購入に係る補助実績		座席数による案分		過大交付額 (E) = (A) - (D)	
	年度	設置場所 保安検査機器	補助対象路線(B)	補助対象外路線(C)		
新中央航空株式会社	令和4年度	三宅島空港	門型金属探知機	18席	503,690	159,060
	令和5年度	大島空港	門型金属探知機	18席		
小計					51,760	174,240
全日本空輸株式会社	令和4年度	八丈島空港	X線検査装置	18席	3,673,232	132,768
令和5年度	八丈島空港	X線検査装置	18席			
小計					4,533,151	163,849
合計					9,261,833	629,917

(注) 交付額(D)は、 $(A) \times \frac{(B)}{(B) + (C)}$ で計算している。

イ 補助金を返還すべきもの

港湾局は、離島航路を維持するため、東海汽船株式会社に対し、令和4年1月から同年12月までの東京（竹芝）・神津島航路における収益から費用を差し引いた実績欠損額の2分の1について、令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金を交付している。

この補助金の算定の基礎となる費用について見たところ、国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金（経営改善支援事業））が充てられていたものが認められた。

都から交付される補助金は、航路における収益から費用を差し引いた実績欠損額を基礎に算定されることから、算定に当たっては、費用に国庫補助対象経費を含め、かつ、収益に国庫補助金を含めることとするのが相当である。

しかしながら、国庫補助対象事業のうち、感染症拡大防止対策のために大型船に取り付ける抗菌・抗ウイルスノアルターの購入については、購入費用13万4,000円が運航雑費として費用に含まれていたにもかかわらず、国庫補助金6万7,000円が営業雑収入として収益に含まれていないことが認められた。

このため、表4のとおり、実績欠損額が6万7,000円過大に算定された結果、都から交付される補助金が3万3,500円過大に交付されていることは適切でない。

会社は、過大に交付された補助金を返還されたい。
局は、過大に交付された補助金の返還を求められたい。

（東海汽船株式会社）
（港湾局）

（表4）返還すべき補助金額

項目	補助金の算定		過大交付額
	誤	正	
収益 (A)	1,424,225,792	1,424,292,792	/
費用 (B)	1,723,818,377	1,723,818,377	
実績欠損額 (C) = (A) - (B)	299,592,585	299,525,585	
都補助金 (D) = (C) × $\frac{1}{2}$	149,796,292	149,762,792	33,500

（単位：円）

参考資料

1 補助対象事業の概要

事業名	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
離島航路関係			
① 離島航路補助			
① 運航回数（注1）	725.5回	739.5回	766.0回
② 輸送人員（注2）	61,547.5人	81,225.0人	96,159.5人
③ 貨物輸送量	65,533.65t	66,009.91t	64,375.09t
② 伊豆離島海上貨物運賃補助			
④ 取扱トン数	36,179.72t	35,141.81t	34,484.48t
イ 離島航空路関係			
③ 航空保安検査補助			
保安検査機器購入	新島空港 1台	三宅島空港 1台	大島空港 1台
門型金属探知機	神津島空港 1台		
機内持ち込み手荷物用 X線検査装置	—	八丈島空港 1台	—
預入手荷物用 X線検査装置	—	—	八丈島空港 1台
保安検査業務等	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
ハイジャック検査業務	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
受託手荷物検査業務	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
地上作業監視業務	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
④ 東京都離島航空路線補助			
① 運航費補助	1,142,541千円	527,688千円	975,902千円
② 損失見込額	—	—	—
③ 運賃補助	21,980人	28,933人	31,540人
④ 利用者数	—	—	—
⑤ 東京都特定有人国営離島地域航空路線運賃補助	25,464人	35,738人	42,526人

第4 出資団体別監査結果

事業名	実績			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ウ 小笠原航路関係	小笠原諸島離島航路補助			
	⑥ 運航回数 (注1)	264.0回	262.0回	266.0回
	輸送人員 (注2)	16,447.5人	19,343.0人	21,001.5人
	貨物輸送量	5,159.32 t	5,250.46 t	4,629.12 t
⑦ 小笠原諸島離島航路改善補助	51,926千円	51,246千円	50,566千円	
使用料総額				
エ 新型コロナウイルス感染症等緊急対策関係				
⑧ 令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助				
運航回数 (注1)		1,255.0回		
輸送人員 (注2)		399,874.0人		
貨物輸送量		40,488.19 t		
⑨ 令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助				
取扱トン数		14,425.39 t		
⑩ 令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助				
取扱トン数			13,139.11 t	

(注1) 運航回数は、1往復を1回として計算している。
 (注2) 輸送人員は、子供を0.5人として計算している。

一般財団法人東京マラソン財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が財産の出えん等を行っている団体について、当該団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	一般財団法人東京マラソン財団	令和6年11月6日、7日及び8日	2022大会年度（令和3.7.1～令和4.6.30）及び2023大会年度（令和4.7.1～令和5.6.30）の事業
局	生活文化スポーツ局	令和6年11月5日及び同月11日	5.6.30の事業

2 団体の概要

設立の目的	東京マラソンを安定的に運営し、国内外から多くのランナーが集う世界最高水準の大会へと発展させるとともに、ランニングスポーツの普及振興を通じて、都民の健康増進と豊かな都民生活の形成に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成17年11月 東京マラソン組織委員会設立 平成19年2月 東京マラソン2007（第1回大会）開催 平成22年6月 一般財団法人東京マラソン財団設立 令和4年10月 東京レガシシーマラソン2022（第1回大会）開催
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京マラソンの企画運営に関する事業 東京マラソンの魅力を向上するための事業 ランニングスポーツの普及振興に関する事業
所在地	東京都江東区有明三丁目7番26号（注2）
組織	1室5本部（注3）
人員	役員39名（理事長1名、副理事長1名、理事35名、監事2名、理事長及び副理事長は常勤、その他の役員は非常勤） 職員43名

財産の出えん	基本財産2億4,000万円のうち、2億1,818万1,818円（90.9%）		
分担金（表1）	206,699千円（2022大会年度交付額）		
負担金（表2）	309,268千円（2023大会年度交付額）		
都との関係	経常収益に占める都からの収益（表3） 14,404千円（2023大会年度交付額）		
関係	経常収益3,188百万円のうち、209百万円（6.6%）（2022大会年度） 経常収益5,422百万円のうち、323百万円（6.0%）（2023大会年度）		
関係	常勤役員1名及び非常勤役員9名を都から派遣 常勤職員4名を都から派遣		
関係	東京都政策連携関係 東京都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。		

（注1）上記数値等は令和5年6月30日現在

（注2）財団事務所の移転により、令和6年6月17日から東京都新宿区西新宿三丁目6番11号となっている。

（注3）令和6年4月1日から、組織再編により、2室5本部となっている。

（表1）分担金の交付状況

（単位：千円）

分担金名	根拠	対象事業	交付額		
			2021大会年度	2022大会年度	2023大会年度
東京マラソン2021 共催分担金	東京マラソン2021 開催経費に係る協定書	安全対策費（上限2億円） 都派遣職員の共済費等相当額（注）	—	200,000	—
東京マラソン2023 共催分担金	東京マラソン2023 開催経費に係る協定書	安全対策費（上限2億円） 都派遣職員の共済費等相当額	—	—	9,268
東京レガシシーマラソン2022 共催分担金	東京レガシシーマラソン2022 開催経費に係る協定書	安全対策費（上限1億円）	—	—	100,000
合計			7,286	206,699	309,268

（注）東京マラソン2021の延期のため、2022大会年度にも交付している。

(表 2) 負担金の交付状況

負担金名	根拠	対象事業	交付額		
			2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
マラソン祭り 2021 負担金 (注 1)	マラソン祭り 2021 の実施に 係る協定書	<ul style="list-style-type: none"> マラソン祭りの広報 EXPO へのブース出展 都使用エリアにおける安 全対策費 都が制作したランナー心 援映像の放映 	—	3,074	—
マラソン祭り 2023 負担金 (注 1)	マラソン祭り 2023 の実施に 係る協定書	<ul style="list-style-type: none"> マラソン祭りの広報 EXPO へのブース出展 都使用エリアにおける安 全対策費 	—	—	5,837
東京レガシー マラソン 2022 連携事 業負担金 (注 2)	東京レガシー マラソン 2022 の連携 事業に係る協 定書	<ul style="list-style-type: none"> 演出及び映像制作 EXPO へのブース出展 大会公式プログラムへの 掲載 一部来賓の接遇 	—	—	8,566
合計			—	3,074	14,404

(単位 : 千円)

(注 1) 都は、都の事業であるマラソン祭りについて、財団主催事業 (東京マラソン及び東京マラソン EXPO) の公式プログラムへの掲載やブース出展、都が使用するエリアに係る経費等を負担金として財団に交付している。

(注 2) 都は、財団主催事業 (東京レガシーマラソン及び東京レガシーマラソン EXPO) において、都が財団に依頼した演出・映像制作や、都が招待した来賓の接遇に係る経費等を負担金として財団に交付している。

(表 3) 経常収益に占める都からの収益の推移

科目	2021 大会年度		2022 大会年度		2023 大会年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常収益	880	100	3,188	100	5,422	100
都からの収益	7	0.8	209	6.6	323	6.0
受取負担金	7	0.8	209	6.6	323	6.0
他の収益	873	99.2	2,978	93.4	5,098	94.0

(単位 : 百万円、 %)

第 3 監査の結果

1 運営に関する事項

一般財団法人東京マラソン財団 (以下「財団」という。) の事業について、主に、財団の設立目的である東京マラソンの運営及びランニングスポーツの普及振興に関する事業が適切かつ効果的に行われているか、財務事務に関する内部統制の整備及び運用が適正に行われているかなどに着目して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

財団は、ランニングイベント事業、ランニングクラブ事業、ウェルネス事業、社会貢献事業の 4 つの事業区分により、各種事業を行っている。ランニングイベント事業は、東京マラソンをはじめとするランニングイベントを実施する事業である。

財団の基幹事業である東京マラソンは、毎年 3 月第 1 日曜日に開催しており、定員は、平成 31 年から 3 万 8,000 名となっている。また、財団の事業年度は、東京マラソンが行われる前年の 7 月 1 日から東京マラソンが行われる年の 6 月 30 日までとなっている。2020 大会年度から 2024 大会年度における東京マラソン等の開催状況は表 4 のとおりであり、東京マラソンは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、変動的な開催となった。

(表 4) 2020 大会年度から 2024 大会年度における東京マラソン等の開催状況

2020 大会年度 (R1. 7. 1 ~ R2. 6. 30)	R2. 3. 1 東京マラソン 2020 開催 (新型コロナウイルス感染症の影響により、一般ランナーの部を中止し、マラソンエントリー及び車いすエントリーの部のみを開催)
2021 大会年度 (R2. 7. 1 ~ R3. 6. 30)	R3. 3. 7 東京マラソン 2021 延期 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 10 月 17 日に延期)
2022 大会年度 (R3. 7. 1 ~ R4. 6. 30) (監査対象年度)	R3. 10. 17 東京マラソン 2021 再延期 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年 3 月 6 日に再延期し、東京マラソン 2022 は不開催)
	R4. 3. 6 東京マラソン 2021 開催
2023 大会年度 (R4. 7. 1 ~ R5. 6. 30) (監査対象年度)	R4. 10. 16 第 1 回東京レガシーマラソン 2022 開催
	R5. 3. 5 東京マラソン 2023 開催
2024 大会年度 (R5. 7. 1 ~ R6. 6. 30)	R5. 10. 15 第 2 回東京レガシーマラソン 2023 開催
	R6. 3. 3 東京マラソン 2024 開催

東京マラソン 2020 は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一般ランナーの部を中止し、出走予定者は次回以降の東京マラソンに出走権を移行させることとなった。また、東京マラソン 2021 は、令和 3 年 3 月 7 日の開催予定から 2 度の延期を経て、令和 4 年 3 月 6 日に開催し、この結果、令和 4 年 3 月に開催予定だった東京マラソン 2022 は開催しないことになった。

東京マラソン 2021 は、定員を 2 万 5, 0 0 0 名に絞るとともに、ランナー全員の PCR 検査を行い、検査で陽性となった者や、6 5 歳以上で基礎疾患のある者は、東京マラソン 2023 又は東京マラソン 2024 へ出走権の権利移行を認めるなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での開催となった。このため、最終的な出走者は 1 万 9, 1 8 8 名となっている。

2023 大会年度には、令和 5 年 3 月 5 日に、従来の定員 3 万 8, 0 0 0 名(出走者 3 万 8, 4 2 3 名)で東京マラソン 2023 を開催するとともに、令和 4 年 1 0 月 1 6 日には、初開催となる東京レガシーハーフマラソン 2022 を定員 1 万 5, 0 0 0 名(出走者 1 万 4, 2 5 6 名)で開催した。東京レガシーハーフマラソンは、ランニング初心者や障害者など多くのランナーが参加しやすいたスポーツの場として、東京 2020 大会で高まったスポーツの気運をレガシーとして未来へ継承していきけるよう、毎年 1 0 月第 3 日曜日に開催することとしている。

そのほか、財団は、東京マラソンや東京レガシーハーフマラソンの関連イベントとして、公道を使用しないランニングイベントや、大会盛り上げのためのランニングフェスタなどを開催している。

ランニングライフ事業は、ランニングスポーツやジョギングの普及振興に取り組む事業で、財団は、公式クラブ「ONE TOKYO」を運営し、会員向けのイベントの開催やメンバー向けの配信等を行っている。「ONE TOKYO」にはプレミアムメンバー(有料会員、年会費 5, 5 0 0 円) とクラブメンバー(無料会員) の種別があり、プレミアムメンバーは、東京マラソン出走の先行抽選等の特典がある。また、財団は、東京マラソン等のランナー受付を行う会場で、協賛企業の出展ブースを中心にランニングに関する商品の販売やデモンストラクション等を行う「東京マラソン EXPO」「東京レガシーハーフマラソン EXPO」を開催している。

ウェルネス事業は、ランニングを通じて、人々が健康で活動的なライフスタイルに取り組む社会の実現を目指すもので、地方自治体や地域の陸上競技団体等と連携したランニングイベントを行っている。

社会貢献事業は、東京マラソン等を通じたチャリティやボランティア活動をを行う事業である。財団のチャリティ事業「RUN with HEART」では、財団が選定する寄付先団体又は財団が実施するスポーツレガシー事業に 1 0 万円以上の金額を寄付した者のうち希望する者は、寄付先団体の選定を経てチャリティランナーとして東京マラソンや東京レガシーハーフマラソンに参加することができる。スポーツレガシー事業は、財団が、集まった寄付金により、スポーツ施設等の環境整備、アスリートの強化育成等の事業を行うものである。

またボランティア活動については、財団は、公式クラブ「VOLUNTAIRER」(ボラン

タリー)を運営し、スポーツボランティアを中心に、ボランティアリーダー育成やスキルアップ講習を開催するほか、東京マラソン以外のスポーツイベントへの協力も行っている。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況 (単位: 百万円、%)

科目	2021 大会年度	2022 大会年度		2023 大会年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	880	3, 188	2, 307	262. 1	5, 422	2, 233	70. 1
経常費用	1, 032	3, 853	2, 821	273. 2	4, 932	1, 078	28. 0
当期経常増減額	△ 151	△ 665	△ 513	—	489	1, 155	—
当期一般正味財産増減額	△ 221	△ 101	120	—	489	590	—
資産合計	2, 034	722	△ 1, 312	△ 64. 5	1, 353	630	87. 3
負債合計	667	136	△ 530	△ 79. 6	269	132	97. 6
正味財産合計	1, 367	586	△ 781	△ 57. 1	1, 084	497	84. 9

ア 収益及び費用の状況

財団の経常収益は、協賛金収益が 5 割以上を占めている。2021 大会年度は東京マラソンを開催せず、2022 大会年度は東京マラソンの規模を縮小して開催したため、協賛金等の大会関係収益が減少し、2021 大会年度、2022 大会年度とも、収支がマイナスとなった。2023 大会年度は、従来の規模で東京マラソンを開催し、東京レガシーハーフマラソンも開催したため、経常収益が前年度と比べて 2 億 2 千万円増加した。なお、2023 大会年度は、東京マラソン等の開催に伴う経費の増加により経常費用も増加したが、収支はプラスに転じている。

イ 財政状態

2021 大会年度及び 2022 大会年度は収支状況が悪化し、令和 4 年 3 月以降は、東京マラソン 2021 の開催に係る財源が不足することから、財団は令和 4 年 4 月(2022 大会年度)に基本財産を取り崩し、不足分と運転資金の財源に充てた。これにより財団の基本財産は 8 億 8, 0 0 0 万円から 2 億 4, 0 0 0 万円となり、2022 大会年度の資産合計は前年度と比べて 1. 3 億 9 千万円減少した。2023 大会年度は、収益の増加により現金預金が増加したことなどにより、資産合計が前年度と比べて増加している。

負債については、借入金等の固定負債はなく、流動負債のみの計上となっている。2021 大会年度は、東京マラソン 2021 の翌年度への延期により、当該年度に入金された参加料等を 2021 大会前受金として計上したが、2022 大会年度は、この前受金の皆減により負債合計が 5 億 3, 0 0 0 万 9 千 9 百 9 十 9 円減少した。2022 大会年度及び 2023 大会年度においては、システム関係費等に係る委託料等の未払金が増加した。2023 大会年度は、この前受金の皆減により負債合計が 5 億 3, 0 0 0 万 9 千 9 百 9 十 9 円減少した。2022 大会年度及び 2023 大会年度においては、システム関係費等に係る委託料等の未払金が増加した。2023 大会年度は、この前受金の皆減により負債合計が 5 億 3, 0 0 0 万 9 千 9 百 9 十 9 円減少した。

(3) 事業運営に関する評価

東京マラソンは、平成19年に定員3万人で第1回大会が行われた。財団は、その後徐々に定員を拡大するなど、設立目的の一つである「東京マラソンの安定的な運営や世界最高水準への発展」に向けた取組を行ってきた。その結果、2019大会(平成31年)からは定員が3万8,000名となり、現在では世界6大マラソン大会として世界最高水準の大会規模と運営を誇る大会に成長している。

それに伴い申込人数も増加し、東京マラソンは、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019大会(平成31年)には約33万人の申込みがあったり、出走権を得るのが難しい人気の大会となっている。財団は、東京マラソンの申込みに当たり、車いす使用者、都民、一定の水準以上の記録を持つエリート又は準エリート、財団が選定する寄付団体に一定額以上の寄付を行ったチャリティランナー、公式クラブ「ONE TOKYO」のアレミアムメンバーなど、さまざまなカテゴリーを設け、多様なランナーが出走できるよう図っている。

財団の運営を財務面から見ると、財団の収益の主なものは、協賛金収益と参加料収益であり、特に協賛金収益は、2023大会年度で、財団の経常収益の約52%を占めている。協賛企業には、大会の名称やロゴマークを使用したグッズの販売や配布、東京マラソンへの出走権等、協賛金額に応じた特典が付与される。財団は、2020大会年度までは、30社程度の協賛企業等を獲得するなど、財団の収益で全ての事業経費をまかなうことができていた。しかしながら、2021大会年度及び2022大会年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により収支がマイナスとなったため、2022大会年度に基本財産の取崩しを余儀なくされる事態となった。なお、財団は、2023大会年度以降の収支のプラス分を活用し、基本財産へ積み戻すとしており、2024大会年度においては、基本財産を1億円積み戻して3億4,000万円としている。

財団は、4つの事業区分により、東京マラソン以外の各種事業も行っているものの、これらの事業は財務運営上も基幹事業である東京マラソンが支えているのが現状である。そこで、財団は、東京マラソンに加え、新たなコンテンツを創造し、財団事業の拡充と多様化を図るため、令和4年10月、第1回東京レガシーハーフマラソンを開催した。東京レガシーハーフマラソンについても、東京マラソンと同様に協賛企業等を募り、チャリティランナーの出走やEXPOの開催などを行っている。財団は今後、東京レガシーハーフマラソンについても一層の充実を図り、財団経営のもうひとつの柱に育てていくとしている。

また、2021大会年度は東京マラソンを開催できなかったことから、財団は、ランニングアプリを使用して世界各国から参加可能なバーチャルランニングイベントを実施した。これは、あらかじめ定められた走行距離を、ランナー各自が好きな時間、好きな場所で走行し、完走すると年代別、地域別等のランキングが付与されるもので、参加者のランニングに対するモチベーション向上にも活用できる。財団は、東京マラソン等に参加できないランナーも気軽に参加することができる新しい収益事業として、2022大会年度以後も継続してバーチャルランニングイベントを実施している。

財団においては、都からの財政支出は収益の1割に満たず、協賛金や参加料など多くの関係者からの収益により運営しており、その事業は財団固有の職員によって支えられている。財団は、今後とも、財団における全ての者が組織的な統制の下で適正に財務事務を行い、東京マラソンというビッグイベントの運営やランニングスポーツの振興など、財団ならではの事業を着実に推進していくことが求められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 財務に係る事務の統制について

財団は、処務規程(平成26年6月27日)に基づいて事務局を置き、東京マラソン及び東京レガシーハーフマラソンの運営、ランニングスポーツの振興事業、社会貢献事業等を行うために必要な事務を行うこととしている。

組織規程(令和4年4月1日)、処務規程、財務規程(平成22年7月22日)等によると、財団は、事業の運営、実施についてはそれぞれの事業を所掌する本部(以下「事業担当本部」という。)が行い、これに係る契約事務、会計事務を管理本部が行うこととしている。

このような役割分担においては、適切な規程を整備した上で、管理本部が収入・支出・資産の管理について事業担当本部を統制し、事業担当本部はその統制に基づいて事業を行うことにより、誤りや事故の発生を防止し、資産を効果的に活用することができる。

そこで、適切な規程が整備されているか、適正な債権・債務の確定に基づき収入・支出を行っているか、資産を適正に管理しているかについて見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

(ア) 職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの

財務規程等によると、管理本部は、契約書その他証拠書類など支出の根拠となる支出負担行為に基づき、支払内容、債権者、金額を確認した上、債権者からの請求書により、支払額調書を作成した上で支出することとし、一般に請求書が発行されない取引については請求書に代わる証拠書類に基づくことができるとしている。

しかし、財団の支出負担行為がないまま職員が経費の支出を決定し立て替えて支払っており、事後に財団が立て替えた職員に経費を支払う方法(以下「職員立替」という。)に係る規定はない。

これは、架空の取引の計上と事業実施に必要な取引の実施を防止するため、事業担当本部と管理本部が相互にけん制する仕組みとしているものである。

一方、財務規程等によると、事業現場その他これに類する場所において直接支払を必要とする経費などは資金前渡を用いることが可能であるとされている。

そこで、2023大会年度における支払額調書について見たところ、表5のとおり、事業費の

支出に係る1,854件の取引のうち129件215万102円、管理費11件5万338円、計220万440円について、職員立替により経費を支払っている。

職員立替により支払っている経費の内容について見ると、表6のとおり、道路使用料、旅費、賃借料、ランニングイベント備消耗品等で、全てがあらかじめ必要性と必要量が明らかなのであり、支出負担行為の意思決定の上、職員立替によらない方法による処理が可能である。

財団の事業の経費は、架空の取引の計上と事業実施に必要な取引の実施を防止する観点から、その支出の根拠となる支出負担行為について財団の意思決定を行った後に、支出負担行為の証拠書類に基づき支払うべきところ、職員の判断で経費を支払い、事後に財団の支出を行っていることは適正でない。

財団は、職員立替による経費の支払を行わないよう、業務の手順を改めらるべし。

(一般財団法人東京マラソン財団)

(表5) 職員立替の件数及び金額 (単位: 件、円)

区分	取引件数	金額
管理費	11	50,338
事業費	129	2,150,102
合計	140	2,200,440

(表6) 職員立替の例

(単位: 円)

取引内容	金額
ONE TOKYO SPECIAL SESSION(7/17) 会場賃借料	23,000
東京マラソン2023 道路使用許可申請料 (大会運営)	15,000
東京マラソン2023 屋外広告物許可申請料	53,240
東京レガシーマラソン2022 車両通行証印刷代	1,800
TOKYOナイトリレー・100mチャレンジ in 国立競技場 パナー制作費	41,980
北海道深川ハーフトライアル(8/5) 航空券代	57,960
ロンソマラソン出張(4/20~4/25) 保険料	5,630
インターネット通販 業務用ラミネーター購入費	24,800
インターネット通販 ONE TOKYO タイムトライアル@AGF(7/10) 給水用本購入費	5,236
インターネット通販 TOKYO100mチャレンジ・ナイトリレー 給水関連物品購入費	94,400
インターネット通販 東京マラソン応援ベース 備品購入費 (クイックレスピーカー)	99,990
インターネット通販 富士山すそのみんなのランニングフェスタ(5/27)セット購入費	11,970
インターネット通販 ONE TOKYO イベント用折りたたみチェア購入費	80,620
インターネット通販 ONE TOKYO イベント用アッシュカマラ購入費	98,170
インターネット通販 ONE TOKYO イベント用プリンター・インクボトル購入費	79,670
インターネット通販 VOLUNTAINERリーダー研修兼選考スタッフ用ボロシヤツ購入費	17,487

(イ) 参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改めるべきもの

財団は、2023大会年度において、東京マラソン2023(令和5年3月5日開催)、東京レガシーマラソン2022(令和4年10月16日開催)を実施している。

財団は実施に当たり、大会参加者(以下「ランナー」という。)のエントリー業務等を、表7のとおり、委託している。エントリー業務は、参加希望者の受付、抽選、一般ランナーの参加料支払の確認、協賛企業等に割り当てられた出走枠で参加するランナーの参加料の徴収と財団への支払、ランナーの決定等を行うものである。

参加料は、表8のとおり、総額9億7,918万円のうち2億9,851万5千円がエントリー業務受託者を通じて支払われており、6億8,066万5千円はオンライン決済サービスを通じてランナーから財団に直接支払われている。

この参加料収入について見たところ、東京マラソン2023と東京レガシーマラソン2022のエントリーランナー、東京マラソン2023一般ランナーについては、ランナーがオンライン決済サービスを通じて財団に直接支払っているため、漏れなく参加料を収入していることを確認できる。

しかし、東京レガシーマラソン2022の一般ランナー、東京マラソン2023と東京レガシーマラソン2022の協賛企業等に割り当てた出走枠で参加するランナーについては、エントリー業務受託者を通じて財団に支払っていることから、受託者からの支払に当たり、出走者の名簿を提出させて支払額と相互参照することで、ランナーから漏れなく参加料を収入しているかを確認すべきところ、財団はこれをしておらず、適正でない。

このことについて、それぞれのエントリー業務委託に係る仕様書を見ると、表9のとおり、「参加料決済に関する業務」とのみ記載されており、ランナーから漏れなく参加料を収入しているかを確認するための提出書類等を定めていない。

財団は、エントリー業務委託に係る財団への参加料の支払について仕様書に定めるとともに、参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改めらるべし。

(一般財団法人東京マラソン財団)

(表7) 東京マラソン・東京レガシーマラソンのエントリー業務委託契約の概要(単位: 円)

番号	契約件名	委託期間	当初契約金額
1	2023 大会年度東京マラソンにおけるランナーエントリー及び事務局に関する業務委託	令和4.7.1~令和5.6.30	69,653,434
2	東京レガシーマラソン2022におけるランナーエントリー、コールセンター、記録処理及びランナー受付運営に関する業務委託	令和3.12.25~令和4.11.16	38,383,917

(表 8) 参加料の収入方法別収入額 (単位: 円)

収入方法	金額
オンライン決済サービスを利用した収入	680,667,044
エントリー業務委託者を経由する収入	298,513,874
合計	979,180,918

(表 9) エントリー業務委託のうち、参加料の取扱いに係る仕様の抜粋

番号	契約件名	参加料に係る仕様
1	2023 大会年度東京マラソンにおけるランナーエントリー及び事務局に関する業務委託	参加料及び販促物の入出金に関する業務・管理等を行うこと。
2	東京レガシシーハーフマラソン2022におけるランナーエントリー、コールセンター、記録処理及びランナー受付運営に関する業務委託	参加料決済に関する業務、管理及び必要に応じて返金対応。

(ウ) 協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの
 財団は、表 10 のとおり、物品を貸借対照表の資産項目に貯蔵品として計上している。2023 大会年度の貯蔵品残高 4,568 万 6,514 円には、表 11 のとおり、協賛物品であるポラントライアウェア 3,455 万 7,900 円が含まれている。
 財団は、協賛物品について、受入れ・払出し、在庫数量の確認(以下「出納管理」という。)に係る規程を定めていない。また、受入れ・払出しの記録がなく、期末における在庫数量の確認についても、経理部が決算日に倉庫に行って、事業担当者が作成した期末残高表(表 11)を基に、数量を一部確認しているが、在庫数量は払出しの都度上書き保存されており、確認できない。
 このことについて財団は、次のマラソン大会で全て配布するため、出納の記録を行っていないとしている。
 しかしながら、
 ① 表 11 のとおり、協賛物品の数量が多く、金額が多額である
 ② 協賛者から提供された協賛物品は、適正に管理する必要がある
 ことから、出納管理を行い、物品を使用する事業担当者や経理部が相互にけん制することで、誤りや事故の発生を防止する必要があるが、財団は、協賛物品の出納管理に係る規程を定めず、出納管理を行っていないことは適正でない。
 財団は、協賛物品について出納管理に係る規程を定めるとともに、出納管理を適正に行われない。

(一般財団法人東京マラソン財団)

(表 10) 貯蔵品残高の推移 (各年度 6 月 30 日現在) (単位: 円)

大会年度	貯蔵品残高
2021 大会年度	13,626,856
2022 大会年度	91,818,329
2023 大会年度	45,686,514

(表 11) 2023 年大会年度協賛物品期末残高 (単位: 枚、円)

番号	区分	数量	単価	金額
	A 社			
1	ポラントライアウェア・グリーン	404	5,100	2,060,400
2	ポラントライアウェア・イエロー	2,854	5,100	14,555,400
3	ポラントライアウェア無キヤップ	2,112	2,400	5,068,800
4	ポラントライアウェア有キヤップ	79	2,400	189,600
	B 社			
5	ポラントライアウェア・ブルー	2,487	5,100	12,683,700
	合計			34,557,900

イ 計画的な事業の実施について
 財団は、ランニングスポーツ振興の一環として、財団公式クラブ「ONE TOKYO」を設け、各種情報提供のほか、ランニングイベント、講習会などの収益事業を行っている。
 2023 大会年度末における会員数は表 12 のとおりであり、会員はその区分に応じて特典を受けられる。
 財団は、2023 大会年度において、「ONE TOKYO」の会員向けに、ランニングイベント 75 件を実施し、延べ 2,916 名が参加している。
 そこで、「ONE TOKYO」に係るランニングイベントについてみると、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

(表 12) 会員数及び会員特典 (単位: 人)

区分	プレミアムメンバー (有料会員)	クラブメンバー (無料会員)
会員数	17,019	619,568
特典	<ul style="list-style-type: none"> 東京マラソンプレミアムメンバーエントリー 東京レガシシーハーフマラソンプレミアムメンバーエントリー ONE TOKYO イベント参加料割引 会員限定イベントへの参加権 東京マラソン大会記念シューズ先行予約販売 会員限定オリジナルグッズの購入権 メルマガ配信等 	<ul style="list-style-type: none"> 東京マラソン単体エントリー 会員限定イベントへの参加権 大会シューズ予約販売 メルマガ配信等

(エ) 「ONE TOKYO」のランニングイベントを計画的に行うべきもの
 「ONE TOKYO」の内容を見ると、トラック競技、中距離、フルマラソン、トレイルランニング(注)などのそれぞれの分野について、ランニング技術の習得、トレー

ニング方法の習得、故障防止に係る知識の習得、タイムトライアル、フアンランニングなど

多様な目的のイベントを行っていることから、分野・目的ごとに年度計画を策定して、担当職員数や開催期間が限られた中で最も効果が上がるようイベント開催を図る必要がある。

また、例えば、フルマラソンへの参加者は、各自が目標とする完走タイムなどを大会で達成するために、数か月以上の長期のトレーニングを要し、大会までの期間によってトレーニング内容を変えていくなどすることから、イベント参加者にとっても、長期のイベント計画がわかることがサービスの向上につながるものとなる。

しかしながら、「ONE TOKYO」のランニングイベントに係る財団の事業計画はこれらについて定めたものではない。

財団は、このことについて、大会年度を通して利益率15%を目標の軸に据え、概ね3〜4か月単位で「ONE TOKYO」イベントの実施計画を定めているとしているが、実績報告は確認できるものの、担当職員数や開催期間が限られた中で最も効果が上がるよう分野・目的ごとに年度計画を策定したものは確認できない。

財団は、「ONE TOKYO」のランニングイベントについて、年度計画などを策定した上で計画的に行われたい。

（一般財団法人東京マラソン財団）

(イ) 方針を定めた上でランニングイベントにオプゾンを設定すべきもの

財団は、ランニングイベントのうち、令和4年8月11日に、東京都に所在する御岳山で実施した有料のトレイルランニングのイベントでは、会員の親睦を深めるためとして、オプゾんでバーベキューを行う企画をしている。

オプゾンに係る損益について見ると、本来、参加料収益が原価以上でなければ収益事業として成り立たないが、収益が一人当たり5,000円に抑え、財団の原価は6,000円で、収益が原価を下回っており、これについて、財団は、「ONE TOKYO」会員に対するサービスであるとしている。

しかしながら、「ONE TOKYO」に係るイベント75件のうちこのイベント以外ではこのようなオプゾンが設定されておらず、「ONE TOKYO」会員に対するサービスの事業計画に記載しておらず、他に方針を定めたものは確認できない。

財団は、方針を定めた上で、ランニングイベントにおいてオプゾンを提供する価格を設定されたい。

（一般財団法人東京マラソン財団）

(注) 森林、山岳など自然地形に数kmから18.0kmのコースを設定して行う競技

参考資料

1 運営状況

(1) 事業実績
ランニングイベント事業（詳細は「2 大会概要」のとおり）（単位：人）

番号	事業及び内容（注1）	実績			
		項目	2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
1	東京マラソン（2021、2023）マラソン及び10.7km	出走者数	—	19,188	38,423
2	東京マラソンフロンティアラン（2021、2023）外国人ランナーと日本人ランナーによる国際交流を通じたフアンランニングイベント	参加者数	—	1,409 (61か国)	832 (66か国)
3	東京マラソンファミリーラン（2021、2023）小学生と保護者のペアを対象としたフアンランイベント	参加者数	—	480 (240組)	706 (353組)
4	東京マラソンフューチャー（2021）（注2）東京マラソンフューチャー（2023）大会に向けて盛り上げを図るため配付する「ランニング缶バッジ」を協力店舗等で提示すると特典を得られるイベント	参加施設・団体	—	51 団体	50 団体
5	バーチャル東京マラソン（2021、2022、2023）（注3）東京マラソンの開催に合わせて、世界各国からランニングアプリで参加可能なイベント	参加者数	—	10,907 (126か国)	3,111 (79か国)
6	ROAD TO TOKYO MARATHON 2021 東京マラソン2021の実施に向けた気運醸成を目的として、世界各国からランニングアプリで参加可能なバーチャルマラソン	参加者数	18,322	—	—
7	東京レガシーマラソン2022 ランニング初心者や障害者など、多くのランナーが参加しやすいマラソン	出走者数	—	—	14,256
8	TOKYOナオイトリリーin国立競技場(2022) 家族や友人で組んだチームでバトンをつなぐリレーイベント	参加者数	—	—	1,809 (318チーム)
9	TOKYO100mチャレンジin国立競技場（2022）小学生から参加できる100mのタイム計測イベント	参加者数	—	—	228
10	東京マラソンフューチャー（2022）大会に向けて盛り上げを図るため配付する「ランニング缶バッジ」を協力店舗等で提示すると特典を得られるイベント	参加施設・団体	—	—	33 団体
11	バーチャル東京レガシーマラソン2022 東京レガシーマラソンの開催に合わせて、世界各国からランニングアプリで参加可能なイベント	参加者数	—	—	1,204 (49か国)

12	ハートヤルランニングイベント (2021、2022、2023) ランナーが日常生活においてランニングアプリを使用して10km以上を走行し計測を行うハートヤルイベント	開催回数	4回	8回	8回
		参加者数	11,422	10,145	17,440

(注1) 番号2～6は東京マラソン関連事業、番号8～11は東京レガシーマラソン関連事業

(注2) 2022大会年度は、参加施設・団体の協力によりコース沿道の町中を盛り上げる「東京マラソンウイーク2021」を開催

(注3) 2022大会年度に、ハートヤル東京マラソン2021、ハートヤル東京マラソン2022を開催している。人数及び参加回数(は延べ数である。

イ ランニングイベント事業

(単位：人、PV)

番号	事業及び内容	項目	実績		
			2021大会年度	2022大会年度	2023大会年度
1	東京マラソン財団公式クララ ONE TOKYO ランニング愛好家のための公式クララ。会員限定イベントやマルマカ配信等のほか、プレミアムメンバーには東京マラソン、東京レガシーマラソンの先行抽選等の特典がある。	プレミアムメンバー(有料会員)(期末時点) クララメンバー(無料会員)(期末時点)	17,549	16,022	17,019
2	東京マラソン EXPO (2021、2023) 東京マラソン出走ランナーの受付、協賛企業によるブース出展	来場者数	—	32,380	60,661
3	東京マラソンハートヤル EXPO (2021、2023) アプリを用い、オンライン上でさまざまなコンテンツを楽しむイベント	ページビュー数	—	2,942	6,519
4	東京レガシーマラソン EXPO2022 東京レガシーマラソン出走ランナーの受付、協賛企業によるブース出展	来場者数	—	—	18,825
5	東京レガシーマラソンハートヤル EXPO2022 アプリを用い、オンライン上でさまざまなコンテンツを楽しむイベント	ページビュー数	—	—	4,996

ウ ウェルネス事業

(単位：回、人)

番号	事業及び内容	項目	実績		
			2021大会年度	2022大会年度	2023大会年度
1	地方自治体や地域域陸上競技団体と連携したランニングイベント	イベント数 参加人数	13 160	13 748	27 1,197

エ 社会貢献事業

(単位：千円、人)

番号	事業及び内容	項目	実績		
			2021大会年度	2022大会年度	2023大会年度
1	東京マラソン財団チャリティ RIN with HEART (注1) 東京レガシーマラソン2022チャリティ	寄付先団体(注2)	38団体	—	32団体
		寄付金総額(注2)	3,970	—	334,444
		寄付金総額(注2)	—	—	32,950
2	東京マラソン財団公式ボランティア VOLUNTAIR (注1) スपोर्टレガシー事業(2021、2023)財団が寄付を募集し、スポーツ施設の環境整備やアスリートの強化育成等を実施する事業	寄付金総額	340	—	24,433
		会員数(期末時点)	34,690	38,872	25,349

(注1) 東京マラソン2021では、チャリティランナーの募集を行わず、2021大会年度に寄付のみの募集を行った。

(注2) スポーツレガシー事業を除く。

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	2021 大会年度	2022 大会年度		2023 大会年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	880	3,188	2,307	262.1	5,422	2,233	70.1
基本財産運用益	0	0	△ 0	△ 33.6	0	△ 0	△ 75.5
事業収益	839	2,771	1,931	230.0	5,019	2,277	82.2
参加料収益	39	456	417	—	1,377	921	201.8
協賛金収益	706	1,730	1,024	145.1	2,847	1,117	64.6
その他事業収益	94	584	490	519.9	823	239	40.9
受取負担金	35	358	323	916.0	353	△ 5	△ 1.5
その他	5	57	52	972.4	19	△ 38	△ 66.2
経常費用	1,032	3,853	2,821	273.2	4,932	1,078	28.0
事業費	872	3,714	2,842	325.9	4,696	981	26.4
管理費	160	139	△ 21	△ 13.3	235	96	69.8
当期経常増減額	△ 151	△ 665	△ 513	—	489	1,155	—
経常外収益	—	640	640	—	0	△ 639	△ 99.9
経常外費用	69	76	6	9.1	1	△ 74	△ 98.6
税引前一般正味財産増減額	△ 221	△ 101	120	—	489	590	—
法人税、住民税等	0	0	△ 0	△ 0.7	0	0	0.6
当期一般正味財産増減額	△ 221	△ 101	120	—	489	590	—

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	2021 大会年度	2022 大会年度		2023 大会年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	904	333	△ 571	△ 63.2	970	637	191.3
現金預金	328	174	△ 154	△ 47.0	867	693	398.5
未収金	20	20	0	0.0	27	6	29.5
その他	555	138	△ 416	△ 75.1	76	△ 62	△ 44.9
固定資産	1,130	389	△ 741	△ 65.6	382	△ 6	△ 1.8
基本財産	880	240	△ 640	△ 72.7	240	—	0
特定資産	77	37	△ 40	△ 51.5	46	8	22.1
その他固定資産	172	111	△ 61	△ 35.4	96	△ 15	△ 13.7
資産合計	2,034	722	△ 1,312	△ 64.5	1,353	630	87.3
流動負債	667	136	△ 530	△ 79.6	269	132	97.6
未払金	112	123	10	9.8	147	24	19.8
賞与引当金	—	4	4	—	5	1	23.6
その他	554	8	△ 546	△ 98.5	115	107	—
負債合計	667	136	△ 530	△ 79.6	269	132	97.6
指定正味財産	957	277	△ 680	△ 71.0	286	8	3.0
一般正味財産	409	308	△ 101	△ 24.7	797	489	158.6
正味財産合計	1,367	586	△ 781	△ 57.1	1,084	497	84.9
負債及び正味財産合計	2,034	722	△ 1,312	△ 64.5	1,353	630	87.3

2 大会概要

(1) 東京マラソン 2023 概要

大会名称	東京マラソン 2023		
主催	一般財団法人東京マラソン財団		
共催	公益財団法人日本陸上競技連盟、東京都、フジテレビジョン、産経新聞社、読売新聞社、日本テレビ放送網、東京新聞		
主管	公益財団法人東京陸上競技協会		
運営協力	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人関東パラ陸上競技協会		
種目	(1) マラソン：男子・女子、車いす男子・車いす女子		
	(2) 10.7 km：ジュニア&ユース・視覚障害者・知的障害者・移住者・車いすの各男子・女子		
開催日時	令和5年3月5日(日)		
	9時05分	車いすスタート	
	9時10分	マラソン、10.7 kmスタート	
マラソンコース	東京都庁～水道橋～上野広小路～神田～日本橋～浅草雷門～西国～門前仲町～銀座～田町～日比谷～東京駅前・行幸通り (日本陸上競技連盟/公認コース、ワールドアスレティックス・AIMS/認証コース)		
参加費	マラソン		(参加料、事前検査費用、参加費等返金保険料、事務手数料、消費税込み)
	国内	23,300円(注1)	
	海外	25,300円(注2)	
	国内	12,400円(注1)	
	海外	13,500円(注2)	

(注1) 東京マラソン 2024 から事前検査費用等が不要になったため、マラソンの参加料は16,500円、10.7 kmの参加料は5,600円となっている。

(注2) 東京マラソン 2024 からドル支払、マラソンの参加料は160ドル、10.7 kmの参加料は60ドルとなっている。

(2) 東京レガシーハーフマラソン 2022 概要

大会名称	東京レガシーハーフマラソン 2022		
主催	一般財団法人東京マラソン財団		
共催	東京都、公益財団法人日本陸上競技連盟、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会		
主管	公益財団法人東京陸上競技協会		
運営協力	一般社団法人日本パラ陸上競技連盟		
種目	ハーフマラソン		
開催日時	令和4年10月16日(日)		
	8時05分	車いすスタート	
	8時00分	ハーフマラソンスタート	
マラソンコース	国立競技場スタート～富久町～水道橋～神保町～神田～日本橋(第一折り返し)～神田～神保町～大手町・内堀通り(第二折り返し)～神保町～水道橋～富久町～国立競技場フィニッシュ (日本陸上競技連盟/公認コース、ワールドアスレティックス/認証コース)		
参加費	20,700円(注)	(参加料、参加記念Tシャツ、事前検査費用、参加費等返金保険料、事務手数料、消費税込み)	

(注) 東京レガシーハーフマラソン 2023 から事前検査費用等が不要になったため、参加料は13,200円となっている。

(3) 東京マラソン 2023 参加資格 (マラソン)

(単位：円、人)

参加年齢	参加要件	申込資格タイム	参加料	定員	備考
一般					
大会当日満 19 歳以上	6 時間 30 分以内	国内 23, 300	36, 950		
車いす		海外 25, 300	50		レース仕様車を使用
大会当日満 19 歳以上	2 時間 10 分以内				
エリート					
満 19 歳以上 (下記条件を参照)					
(1) ①～③を満たすもの					
①2022 年度日本陸上競技連盟登録競技者					
②2023 年 3 月 5 日現在満 19 歳以上の者					
③国内外の公認競技会で 2019 年 3 月 1 日以降申込期日までに次の公認記録を出した者		23, 300	100		定員を超えた場合は一般の部で出場できる。
(2) 主催者または日本陸上競技連盟が推薦する男女競技者					
(3) 主催者または日本陸上競技連盟が招待する外国・国内男女競技者					
準エリート					
大会当日満 19 歳以上					
マラソン	男子 2 時間 32 分以内 女子 3 時間 19 分以内	国内 23, 300	400		RIN as ONE 準エリートの基準タイムを満たすもの(注)
ハーフマラソン	男子 1 時間 05 分以内 女子 1 時間 25 分以内	海外 25, 300			

(注) RIN as ONE - Tokyo Marathon プログラムとは、基準タイム以内の成績上位者又は全国で開催されている提携大会から推薦されたランナーなどが、準エリートの部として参加できる仕組みである。
定員を超えた場合は記録上位者から選出し、選出されなかったランナーは一般抽選・振替を行う。

(4) 東京マラソン 2023 参加資格 (10.7km)

(単位：人)

区分	年齢条件	時間条件	定員	備考
ジュニア&ユース	満 16 歳から満 18 歳	1 時間 45 分以内		うち 100 人は東日本大震災復興支援事業において決定する。
視覚障害者	満 16 歳以上	1 時間 45 分以内	500	
知的障害者	満 16 歳以上	1 時間 45 分以内		
移植者	満 16 歳以上	1 時間 45 分以内		
車いす	満 16 歳以上	40 分以内		レース仕様車

(5) 東京レガシーハーフマラソン 2022 参加資格

(単位：円、人)

参加年齢	参加要件	申込資格タイム	参加料	定員	備考
一般					
大会当日満 18 歳以上	2 時間 35 分以内				
障害者 (車いすを除く)					
大会当日満 18 歳以上	2 時間 10 分以内				14, 870
車いす一般					レース仕様車を使用
大会当日満 18 歳以上	1 時間 40 分以内				
エリート					
(1) ①～③を満たすもの					
①2022 年度日本陸上競技連盟登録競技者					
②2022 年 10 月 16 日現在満 18 歳以上の者			20, 700		
③国内外の公認競技会で 2019 年 10 月 1 日以降申込期日までに下記の公認記録を出した者					
ハーフマラソン	男子 1 時間 03 分 30 秒以内 女子 1 時間 25 分 00 秒以内				100
10, 000m	男子 28 分 30 秒以内 女子 37 分 00 秒以内				
(2) 主催者または日本陸上競技連盟が推薦する男女競技者					
(3) 主催者または日本陸上競技連盟が招待する海外・国内男女競技者					
ハーフマラソン					
(1) ①・②の条件を満たす競技者					
①2022 年 10 月 16 日現在満 18 歳以上の者					
②2022 年度日本マラソン協会に加盟するマラソン陸上競技団体登録競技者で、大会当日までに有効な競技クラブを有し、以下いずれかにあてはまる者。 ・立位、車いす、男女ともに 1 時間 30 分以内で完走できる記録を保有する者 (記録は World Athletics (WA) 公認、日本陸連公認、World Para Athletics (WPA) 公認の大会で出されたものとする。) ・東京 2020 マラソンレベックの中長距離種目に日本代表として参加した者			20, 700		30
(2) 主催者または日本マラソン協会に加盟するマラソン陸上競技団体が推薦する男女競技者					
(3) 主催者または日本マラソン協会に加盟するマラソン陸上競技団体が招待する海外・国内男女競技者					

東京交通サービス株式会社

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京交通サービス株式会社	令和6年10月23日から同月31日まで	第54期(令和4.4.1~令和5.3.31)及び第55期(令和5.4.1~令和6.3.31)
局	交通局	令和6年10月22日及び同年11月5日	の事業

2 団体の概要

事業の目的	東京都交通局等の施設の点検、保守管理業務及び同施設に関係する各種工事の監理業務を行うこと
昭 and 44年10月 設立 (旧社名: 交通協力会給食株式会社)	
平成 4年 1月 現社名に変更	
平成 6年 7月 駅務システム機器等の保守管理業務を受託し、以降、順次受託業務の範囲を拡大	
平成21年 3月 食堂事業を財団法人東京都交通局協力会に分離移管	
平成22年 3月 東京都交通局が会社の全株式を取得	
同年 4月 東京都監理団体に指定	
平成31年 4月 東京都政策連携団体に指定	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 駅務施設事業 (自動改札機、自動券売機、ホームドア等の保守管理業務) 電気施設事業 (変電設備等の保守管理、構内工事保安立会業務等) 車両・機械事業 (地下鉄等車両の定期検査、機械・空調設備保守管理等) 土木・建築事業 (昇降機・軌道の保守管理、トンネル点検業務等) 発電事業 (水力発電所の安全管理業務 (敷地管理・設備点検等))

所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番7号
組織	本社、15事業所
人員	役員11名(取締役9名(常勤3名、非常勤6名)、監査役2名(非常勤)) 社員335名
出資	資本金2,000万円の全額
都の事業の委託(表1)	7,889百万円(令和4年度委託料)
都の経常収益に占める都からの収益(表2)	8,461百万円(令和5年度委託料)
関係者の間の関係	経常収益8,022百万円のうち、7,889百万円(98.3%) (令和4年度) 経常収益8,639百万円のうち、8,461百万円(97.9%) (令和5年度) 常勤役員2名が都退職者、非常勤役員5名を都から派遣 常勤社員16名を都から派遣、常勤社員71名が都退職者 都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

(注) 上記数値等は令和6年3月31日現在

(表1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	契約件名	委託料			
		第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	構成比
駅務施設事業	駅務機器の保守点検委託	852,725	828,000	896,100	
	都営地下鉄4線可動式ホーム柵の保守委託	716,500	762,700	849,070	
	各駅における駅務機器移設作業等委託	3,955	3,490	9,020	
	都営地下鉄電可設備ほか保守委託	342,100	325,800	343,210	
電気施設事業	都営地下鉄構内電気工事保安委託	269,337	264,748	265,630	
	都営地下鉄電気・機械設備工事監理等委託	199,780	204,190	206,980	
	都電荒川線電気設備保守点検委託	138,000	148,400	146,240	
	都電荒川線電気設備保守点検委託	90,515	91,997	103,870	
	都営地下鉄等機械設備保守委託	870,120	837,940	899,520	
	三田線ほか全般・重要部検査	379,918	481,833	525,550	
車両・機械事業	日暮里・舎人ライナー車両保守委託	386,955	382,954	383,890	
	日暮里・舎人ライナー車両全般・重要部検査	240,045	173,853	275,377	
	空気調和装置の保守作業等委託	201,715	248,870	279,132	
	都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託	1,291,000	1,342,000	1,398,940	
	都営地下鉄駅舎等の修繕委託	407,603	411,306	395,127	
	日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託(軌道保全)	157,227	163,561	184,780	
土木・建築事業	都営地下鉄構造物検査・点検委託	156,876	103,660	143,016	
	都電荒川線安全管理業務委託(軌道保全)	148,270	133,775	142,333	
	庁舎等建築工事監督補助業務委託	31,200	34,206	34,062	
	発電所安全管理ほか委託	37,000	37,206	38,967	

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第53期 (令和3年度)		第54期 (令和4年度)		第55期 (令和5年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	7,969	100	8,022	100	8,639	100
都からの収益	7,812	98.0	7,889	98.3	8,461	97.9
他の収益	157	2.0	132	1.7	178	2.1

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

東京交通サービス株式会社(以下「会社」という。)の事業について、主に、中期目標、計画等の達成度は適切なものとなっているか、受委託に係る契約事務は適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

会社は、交通局(以下「局」という。)の鉄道・軌道施設及び車両の保守管理業務等を行っており、「高度な技術力と蓄積したノウハウをベースに、質の高いメンテナンスを提供し、都営交通の安全・安定輸送に貢献する」との企業理念に基づき、局と一体となってお客様の安全・安心を確保しつつ、サービスの向上に努めていくことを使命としている。

局からの収益の割合は会社の経常収益の98%程度で推移し、局施策との連動性は極めて高い。近年は、ホームドアの都営地下鉄全線導入に伴う保守管理業務の拡大による駅務施設事業の増、庁舎等建築工事監督補助業務の新規受託などによる土木・建築事業の増などにより、都からの受託金額はおおむね増加傾向にある。

会社は、「経営計画2022(令和4年度～令和6年度)」を策定し、局との適切な役割分担のもと、交通局グループの一員として最大の経営効果を発揮できるよう取り組んでいる。

また、局の政策連携団体として、「経営改革プラン(令和3年度～令和5年度)」において、経営課題の解決に向け重点的に取り組む事項について到達目標を定め、人材の確保・育成や新技術の活用等についての自律的な改革を進めた。

(2) 経営成績及び財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)		第55期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	7,963	8,015	52	0.7	8,633	617	7.7
売上原価	7,133	7,182	49	0.7	7,650	468	6.5
経常損益	391	345	46	11.8	443	98	28.5
当期純損益	256	226	30	11.8	317	90	39.9
資産合計	3,686	3,915	229	6.2	4,349	434	11.1
負債合計	1,396	1,409	13	1.0	1,654	244	17.3
純資産合計	2,290	2,505	215	9.4	2,695	189	7.6

ア 経営成績

売上高は、地下鉄ホームドア保守管理業務の受託箇所数の増加による増、車両保守実績の増等局からの受託事業の増により継続して増加している。
経常損益及び当期純損益については、第53期から第54期においては利益が減少しているが、これは経理契約システムの再構築・運用開始等による販売費及び一般管理費の増加によるものである。第54期から第55期については、局からの受託事業の増等により売上高が増加する一方で、会社が外注費、人件費の抑制などの経営努力により、売上高の増加に比して売上原価の伸びを抑えたことなどにより、利益が増加となっている。

イ 財政状態

資産合計は、第53期から継続して増加している。これは、主に、売上高の増加などに伴う当期純利益の確保により現金及び預金が増加したことなどによるものである。
負債合計も第53期から継続して増加している。これは、社員数の増加等に伴う退職給付当金の増(第54期及び第55期)により固定負債が増加したこと、売上高の増加に伴う買掛金の増により流動負債が増加したこと(第55期)などによるものである。
さらに、純資産合計も第53期から継続して増加している。これは、継続して当期純利益を計上しているためである。

(3) 経営に関する評価
ア 中期計画について

会社は、「経営計画2022(令和4年度～令和6年度)」において、新たな事業領域への進出や受託規模の拡大を進めており、令和4年度は、専管組織を設置した上で、局が所有する庁舎や都営バス営業所など地上建築物の修繕や更新に係る工事監督補助業務を新たに受託した。また、令和5年度に都営地下鉄全線への整備が完了したホームドアについて、保守管理業務の順次拡大に対応した。

一方、労働力人口の減少に伴い、他社との人材獲得競争が激しくなってきたことに加え、局の定年退職者の減少により今後都退職者の確保も困難になっていくことが見込まれる。このため、会社は、人材育成方針・人材育成計画の見直しを行った上で、令和4年度に職責に応じた職級の設定や給料表の見直しなど人事任用制度の再構築を行った。また、社内研修の拡充や、令和5年度からは資格取得に係る費用の助成金制度の導入により資格取得を後押しするなど、技術力向上に向けた取組を推進した。

さらに、持続的な経営を行うための基盤の整備を進めていくとして、令和4年度は、内部管理システムを再構築し、新たな経理契約システムの運用を開始したほか、デジタル技術を活用した保守業務の効率化も進めている。

イ 安全管理について

都営交通の安全・安定輸送を支える保守会社として、「事故ゼロ」を目指して安全管理を徹底してきた。しかしながら、令和5年4月に日暮里・舎人ライナーにおいて、会社が緊急作業を行う中での部品の取付不具合に起因するとされる輸送障害が1件発生している。会社は、再発防止のため、該当部署のみならず他部署においても緊急作業を洗い出した上で作業手順書を整備したほか、手順書に基づいた実地訓練を実施するなどの取組を進めた。

ウ 利益剰余金について

都からの受託事業の増に基づく売上高の増加などにより利益剰余金が増加する中、会社は、経営課題に対処していくため積極的に経営資源を活用するとして、令和2年度に5か年の投資計画を定めている。本計画に基づき、内部管理事務の効率化としてセキュリティの強化や利便性の向上を図るための内部管理システムの再構築を進めてきたほか、社員教育・技術力を強化するためホームドア研修室の整備、現場保守作業におけるICT技術の活用としてタブレット端末やウェアラブルカメラを導入する等必要な投資を行ってきた。令和5年度には、これまでの進捗を踏まえつつ、投資計画の見直しを行い、研修設備の拡充など取組内容の充実を図った。

会社は、事業環境の変化に応じて投資計画を見直し、会社の成長と発展に繋げていくことが求められる。

エ 持続可能な都営交通の安定輸送のために

会社は、車両や設備などの保守業務について、限られた社員の数で受託業務を効率的に遂行する観点から、業務責任者として立会い・監督を行いながら、実作業については一部再委託を活用している。一方で、物価高騰や人手不足等の社会経済環境の中で、今後は、再委託先となる業者が撤退する等の契約不調のリスクも懸念されている。このため、会社は、ホームドアや駅務機器等の保守において、一部で社員が直接実作業に対応する「業務の内製化」を進めており、社員の技術力の維持に取り組んだ。

局としても、今後労働力人口が更に減少していく中でも、局と会社の間で適切に役割分担しながら事業の継続を図っていくため、会社と、総合保守管理を担う団体を目指してより一層事業領域を拡大させながら成長し続けることを期待しており、双方方向での人事交流や委託規模拡大を通じて会社の育成を図っている。

交通局グループの一員として安全・安定輸送に確実に対処できる体制を維持していくため、会社は、人材の確保・育成に努めるとともに、局との連携を強化しながら、鉄道・軌道保守のプロフェッショナルとして技術力向上に向けた更なる取組を進めていくことが求められる。

2 指図書事項

(1) 団体

ア 廃棄物の処理を適正に行うべきもの

廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）によって、処理方法などが規定されている。

ところで、会社は、表3のとおり、社内で排出された「容器等の産業廃棄物及び機密書類の処理を委託している。これらの契約について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。

(ア) 契約書及びマニフェストについて

施行規則第8条の4により、産業廃棄物処理委託の契約書には、その委託内容に応じて、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付しなければならない。しかしながら、表3のいずれの項番の契約書においてもこれらが添付されていない。

また、産業廃棄物処理法第12条の3第1項により、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、受託者に対して産業廃棄物の種類及び数量などを記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならない。しかしながら、各契約において、会社は自らマニフェストの内容を記載しておらず、受託者が全てを記載している。

(イ) 水銀が使用されている製品の処理について

施行令第6条の2第1号及び同条第2号により、事業者が蛍光灯などの水銀が使用されている製品を産業廃棄物として処理する際（以下「水銀使用製品産業廃棄物」という。）」には、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬、処分それぞれについて許可を有する者に委託しなければならない。しかしながら、会社は受託者が必要な許可を有しているか確認をしていない。その結果、表3項番1及び項番2の契約の受託者は、当該産業廃棄物の収集運搬業の許可は有しているものの、処分業の許可は有していないにもかかわらず契約を締結している。

また、施行規則第8条の20第3号により、事業者が水銀使用製品産業廃棄物の処理に係るマニフェストを交付する際は、排出物に当該産業廃棄物が含まれることを記載しなければならない。しかしながら、受託者にマニフェストの作成を任せられた結果、項番1及び項番2のマニフェストには、このことが記載されていない。

(ウ) 機密書類の処理について

本件で処分する機密書類（以下「書類」という。）は廃棄物の種類としては紙・すに当たり、施行令第2条第1号により、特定の事業者以外が排出する紙・すは一般廃棄物に分類される。一般廃棄物については廃棄物処理法第7条第14項で、産業廃棄物については同法第14条第16項で、それぞれの産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者はその収集運搬及び処分を他人に委託してはならないと定められている。

せず、同時に排出する他の産業廃棄物と併せて産業廃棄物として処理することを委託している。また、受託者は、書類の収集運搬及び処分を別の業者に再委託しており、会社はこれを看過している。

また、項番3の契約では、書類以外の産業廃棄物について、令和5年7月27日付けのマニフェストと履行完了届が提出され、会社は、書類の処理について確認しないまま令和5年7月31日に検査完了としている。なお、書類は、提出された伝票によれば履行期限後の令和5年8月5日に処理されている。

これらの状況は、会社が廃棄物処理法の規定を十分に理解していないことから、産業廃棄物処理に関する受託者の許可の状況を確認していないこと、マニフェストの記載を受託者任せとしていること、仕舞書の内容が不適切であることが原因となっている。

会社は、廃棄物の処理を適正に行われたい。

（東京交通サービス株式会社）

（表3） 廃棄物処理委託契約の状況

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額	廃棄物の内容
1	令和4年度産業廃棄物及び機密書類処理委託（単価契約）	令和4.6.16～令和4.7.31	295,295	蛍光灯 100 kg 機密文書 3,200 kg(ほか)
2	令和5年度産業廃棄物及び機密書類処理委託（単価契約）	令和5.6.7～令和5.7.31	261,470	蛍光灯 30 kg 機密文書 2,600 kg(ほか)
3	産業廃棄物及び機密書類の処理委託（単価契約）	令和5.7.10～令和5.7.31	130,405	混合産業廃棄物 700 kg 機密書類 250 kg

イ 日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの
会社は、局から受注した「都営地下鉄駅建築・設備点検及び保守等の委託契約」及び「都営地下鉄駅舎等の修繕委託契約」に基づき、局から依頼された各種の修繕を行うため、表4のとおり、修繕工事をそれぞれ毎回同一の相手方と緊急契約で締結している。会社の契約事務規程（平成20年10月1日）第6条第1項では、「緊急契約とは、災害の発生等により競争契約を行う暇がない場合、一者とのみ契約手続を行う契約をいう。」となっている。

そこで、表4の各契約について見たところ、日常的に発生する、洗面台の詰まり、トイレの扉の不具合などの軽微な維持修繕（以下「日常的な維持修繕」という。）について、それぞれ「緊急修繕工事指示書」によって契約締結前に修繕を行わせ、その結果を毎月1回程度まとめて事後に1件の緊急契約とし、完了検査もまとめて1件として処理していることが認められた。

例えば、令和5年4月の給排水衛生設備緊急修繕工事については、4月1日から4月19日までの間に13件の修繕工事を行い、その結果をまとめて1件として4月22日に契約を締結して